

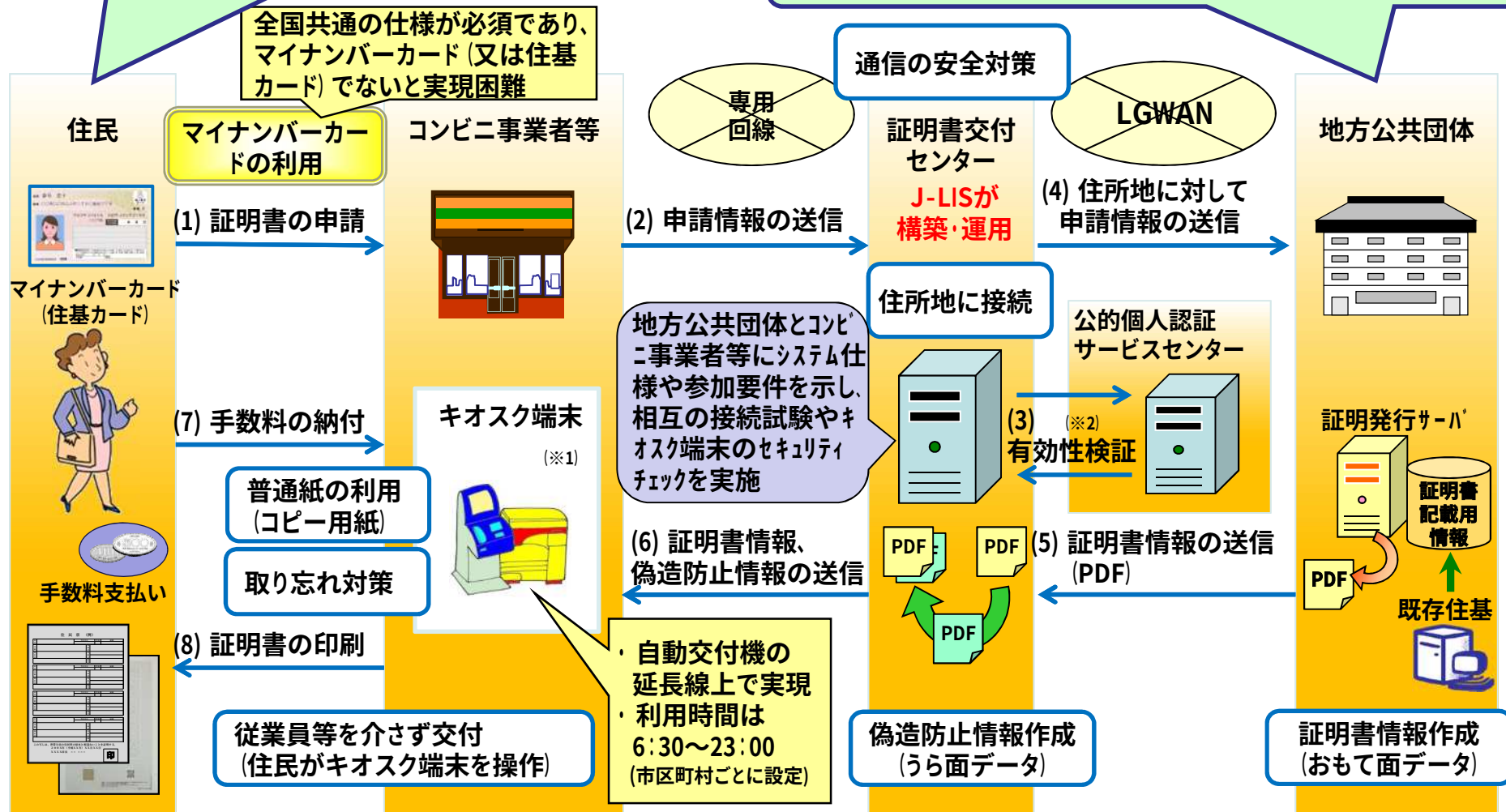
ますます広がるコンビニ交付と 周辺動向について

**地方公共団体情報システム機構(J-LIS)
研究開発部**

コンビニ交付のイメージ

居住する市区町村の区域を超えて「どこでも」ワンストップで証明書等を受け取ることが可能

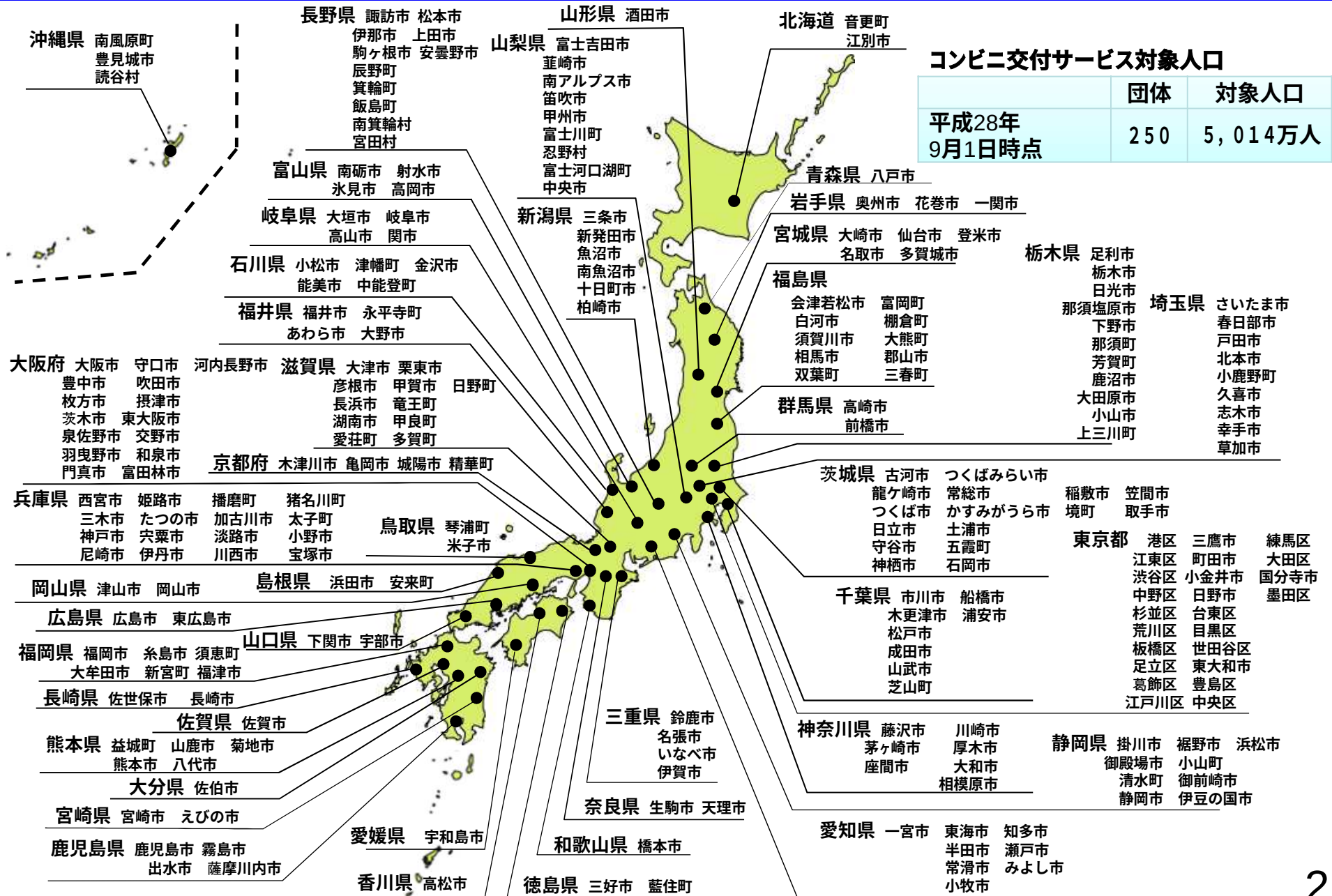
事業者が設置したキオスク端末を活用することによって、行政サービスをより一層効率的に提供することが可能



(※1) 不特定多数の人が、タッチパネルなどの簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、さまざまなサービスを利用したりすることができる端末装置。

(※2) マイナンバーカードで公的個人認証方式利用の場合。

市区町村の参加状況



参加団体と実施店舗数

(平成28年9月1日現在)

参加団体数及び各種証明書への取組団体数

		提供サービス							
		住民票の写し	住民票記載事項証明書	印鑑登録証明書	各種税証明書	戸籍証明書	戸籍の附票の写し	戸籍証明書(住≠本)	戸籍の附票の写し(住≠本)
団体数	250	250	26	250	146	134	108	5	4
取組比率	-	100%	10%	100%	58%	54%	43%	2%	2%

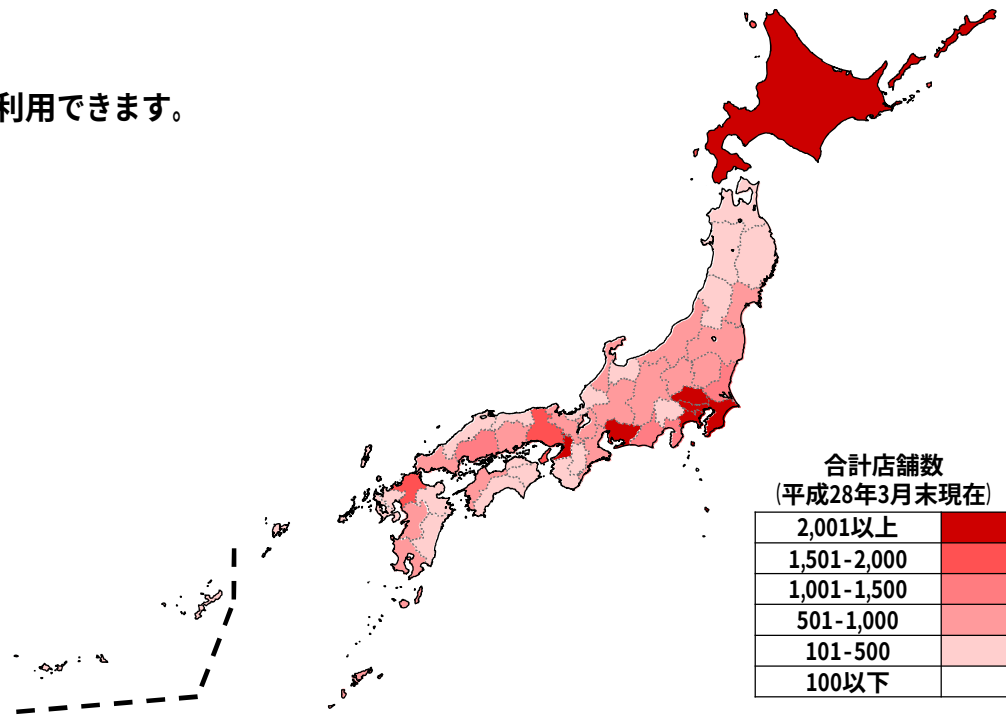
※各種税証明・・・所得証明書、課税(非課税)証明書、納税証明書など

コンビニ交付実施店舗数

47都道府県のうち約5万店の店舗でコンビニ交付がご利用できます。

	事業者名	店舗数	開始年月
コンビニエンスストア スーパー	セブン・イレブン ※	18,594	H22.2.2
	ローソン ※	11,565	H25.4.4
	サークルKサンクス ※	6,299	H25.5.27
	ファミリーマート ※	11,685	H25.9.2
	セコマ ※	1,122	H26.9.1
	国分グローサースチェーン※	19	H27.2.2
	セーブオン ※	505	H27.8.26
	Aコープ北東北	1	H26.4.24
	イオンリテール	4	H26.9.1
	エコープ鹿児島	3	H27.7.16
	合計	49,857	

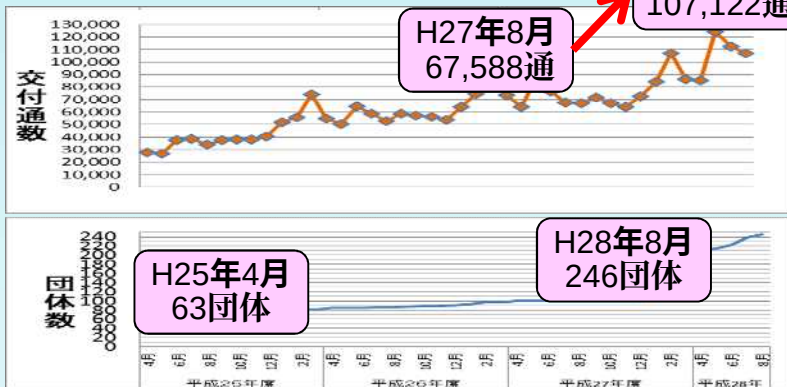
(※平成28年3月末現在の店舗数)



コンビニ交付の利用状況

(平成28年9月1日速報値)

月別交付通数・団体数の推移 約60%増



過去14カ月の月別交付通数

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
合計	76,291	67,588	67,181	71,637	67,062	64,153	72,346
団体数	100	100	100	100	100	100	142

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
合計	84,314	107,123	86,433	85,475	124,297	112,687	107,122
団体数	167	185	210	214	222	239	246

事業者別交付通数

No	事業者名	参入時期	月間交付通数	
1	セブン-イレブン	H22.2. 2	58,125	54.3%
2	ローソン	H25.4. 4	16,917	15.8%
3	サークルKサンクス	H25.5.27	5,973	5.6%
4	ファミリーマート	H25.9. 2	19,219	18.0%
5	Aコープ北東北	H26.4.24	2	0.0%
6	セコマ	H26.9. 1	25	0.0%
7	イオンリテール	H26.9. 1	18	0.0%
8	国分グローサースチェーン	H27.2. 2	22	0.0%
9	エーコープ鹿児島	H27.7.16	8	0.0%
10	セーブオン	H27.8.26	45	0.0%
11	庁内設置 (25団体)	H27.7.20	6,768	6.3%
合計			107,122	100.0%

年度別交付通数

種別	累計	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
住民票	1,469,717	53,750	112,343	259,500	360,944	432,348	240,367
住記載	5,350			228	1,260	2,213	1,649
印鑑	1,331,684	55,938	115,669	215,581	326,237	393,904	214,827
税	137,487	68	3,686	12,478	31,075	46,253	43,927
戸籍	75,701	224	4,003	12,433	20,518	24,643	13,880
附票	8,022	42	321	1,241	2,103	2,951	1,364
合計	3,027,961	110,022	236,022	501,461	742,137	902,312	516,014

交付割合 (交付通数の多い市区町村 - 平成28年7月実績 -)

	全体	1位 宮崎市	2位 市川市	3位 豊中市	4位 足立区	5位 さいたま市
月間交付通数	112,687	7,628	4,861	4,780	4,052	3,764
市区町村窓口時間外のコンビニ交付割合	44.9%	31.4%	39.3%	47.7%	50.9%	50.3%
他市区町村でのコンビニ交付割合	19.1%	3.5%	22.0%	26.3%	18.8%	15.4%

個人番号カードのメリット

行政

民間

個人番号を証明する書類として



- 個人番号を証明する書類として個人番号カードを提示

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。

- 所得把握の精度向上
- 公平・公正な社会を実現

券面
を利用

本人確認の際の公的な身分証明書として



なりすまし被害の防止

- ◇個人番号の提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。
- ◇金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

券面
または
電子証明書
を利用

付加サービスを搭載した多目的カード

- 国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中
- 自治体～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- 民間～ポイントカードや入退社管理、社員証等として利用可能



将来的には様々なカードが個人番号カードに一元化

券面
または
アプリ
または
電子証明書
を利用

行政

コンビニなどで行政上の各種証明書を取得



- コンビニ等において住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明を取得できる。

- 住民の利便性向上
- 市町村窓口の効率化

現在、100市町村が導入し約2,000万人が利用できる。平成28年度中に、導入市町村は約300に増加し約6,000万人が利用できることとなる予定。

アプリ
または
電子証明書
を利用

各種行政手続のオンライン申請



- 電子申請 (e-Tax等) の利用
- 行政からプッシュ型の情報 (お知らせ) を取得

- 行政の効率化
- 手続き漏れによる損失の回避

マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できる。

電子証明書
を利用

民間

各種民間のオンライン取引／口座開設



- インターネットにおける不正アクセスが多発
→公的個人認証サービスの民間開放
- インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキング等を安全かつ迅速に利用

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。

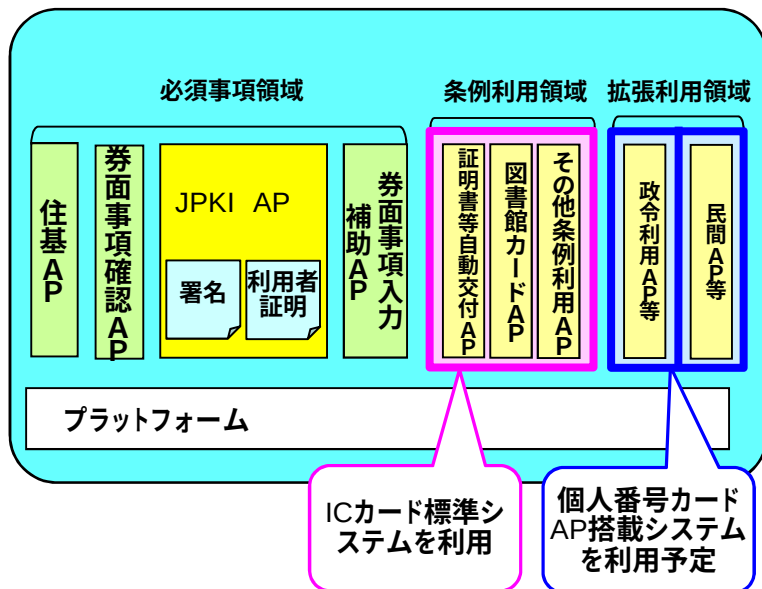
電子証明書
を利用

個人番号カードの条例利用

◎個人番号(番号カード)は、各市区町村において交付(発行は、J-LISに委任)

希望者に個人番号
カード(ICカード)を交付

(ICチップ部分のイメージ)



個人番号カードの空き領域を、条例利用領域
や拡張利用領域として使用することが可能。

個人番号カードのメリット

① 個人番号を証明する書類として

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。

② 本人確認の際の公的な身分証明書として

金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

③ 各種行政手続きのオンライン申請

マイナポータルへのログインをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。

④ 各種民間のオンライン取引／口座開設

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。

⑤ 空き領域を活用した、市町村での条例利用サービスや 国・都道府県・民間での多目的利用サービスに使えます。

条例利用サービスとして、証明書等自動交付(コンビニ交付及び自動交付機等)、印鑑登録証、図書館カード等に利用できるほか、国において国家公務員身分証の機能搭載を開始している。

- ・ 個人番号カードで条例利用を行うには、カードAPを随時搭載・削除するためのシステムが必要である。
- ・ J-LISでは、**ICカード標準システム(基本システム)**として、同機能を提供するシステムを開発し、そのソフトウェアを希望する市町村等に**無償で提供**している。(住基カードにおいても、引き続き条例利用が可能。)
- ・ 個人番号カードAP搭載システムを利用して、拡張利用領域へのカードAPの搭載・削除が可能となる。

個人番号カードのアプリの概要

個人番号カードの表面（案）



個人番号カードの裏面（案）



個人番号カードのAP構成

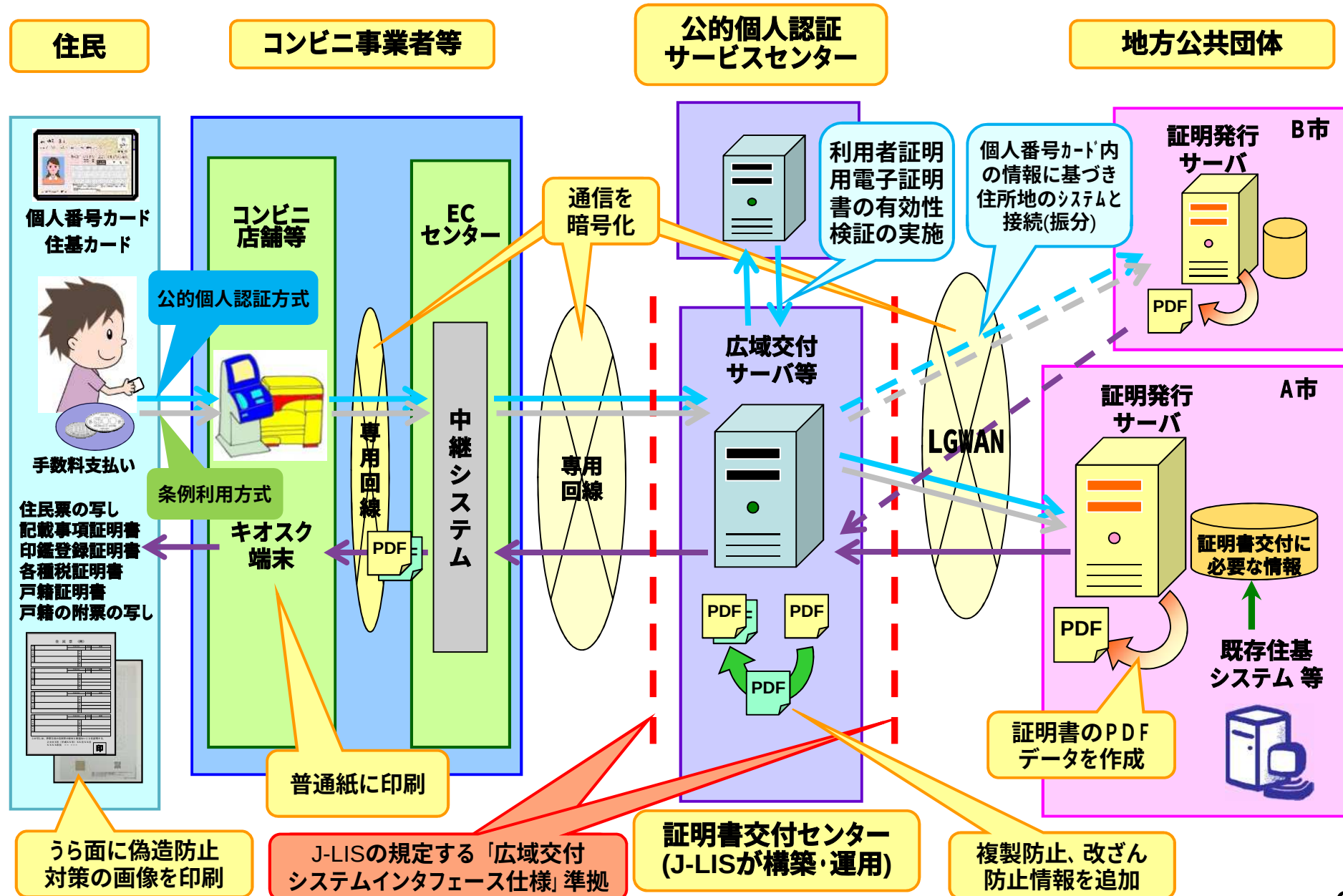


AP	個人番号取得、本人確認における役割	アクセスコントロール
券面AP	(目的) ・対面における券面記載情報の改ざん検知 ・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 (記録する情報) ・表面情報：4情報＋顔写真の画像 ・裏面情報：個人番号の画像	・個人番号を利用できる者 表と裏の券面情報 ： 照合番号A (個人番号12桁) ・個人番号を利用できない者 表の券面情報のみ ： 照合番号B (14桁：生年月日6桁＋有効期限西暦部分4桁＋セキュリティコード4桁)
JPKI-AP	(署名用) ・電子申請に利用 (利用者証明用) [新規] ・マイナポータル等のログインに利用	暗証番号 (6～16桁の英数字) 暗証番号 (4桁の数字)
券面事項入力補助AP 【新規】	・個人番号や4情報を確認 (対面・非対面) し、テキストデータとして利用することが可能 【記録・利用する情報】 ①個人番号及び4情報 並びにその電子署名データ ②個人番号 及びその電子署名データ ③4情報 及びその電子署名データ 注) ①、②については、番号法に基づく事務でのみ利用可能。	①については、暗証番号 (4桁の数字) ②については、照合番号A (個人番号12桁) ※これにより、券面目視により個人番号を手入力するようなケースで正誤チェックが可能となる。 ③については、照合番号B (14桁：生年月日6桁＋有効期限西暦部分4桁＋セキュリティコード4桁)
住基AP	・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能	暗証番号 (4桁の数字)

※「暗証番号 (4桁の数字)」については、統一の設定も可能。
ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不适当。

総務省ホームページ「個人番号カード」より抜粋

コンビニにおける証明書等の交付の概要



公的個人認証サービスの利用によるコンビニ交付のメリット

各方式の比較

本人認証の仕組み	カード条例制定の要否	条例利用APの書き込み	システム構築に係る負担	本人認証の仕組み	対象カード	有効期間 (更新時期)
条例利用方式 (カードAP認証方式)	必要	必要	証明発行サーバ及び 条例利用システム 構築	利用者ID 及び 暗証番号	個人番号カード 及び 住基カード	10年 (カード更新)
公的個人認証 方式	不要	不要	証明発行サーバのみ 構築	利用者証明用 電子証明書の 有効性検証	個人番号カード	5年 (利用者証明用 電子証明書更新)

市区町村におけるメリット

- ICカード標準システムの導入が必須でなくなることで、コンビニ交付導入時のコスト負担が低減される。
- 証明書等自動交付APをカードに搭載する必要がなく、カード交付に係る事務コストが削減できる。
- 証明書種別ごとの暗証番号が不要となることで、パスワード管理の事務コストが削減できる。
- コンビニ交付を実施するためのカード条例を制定する必要がなくなる。

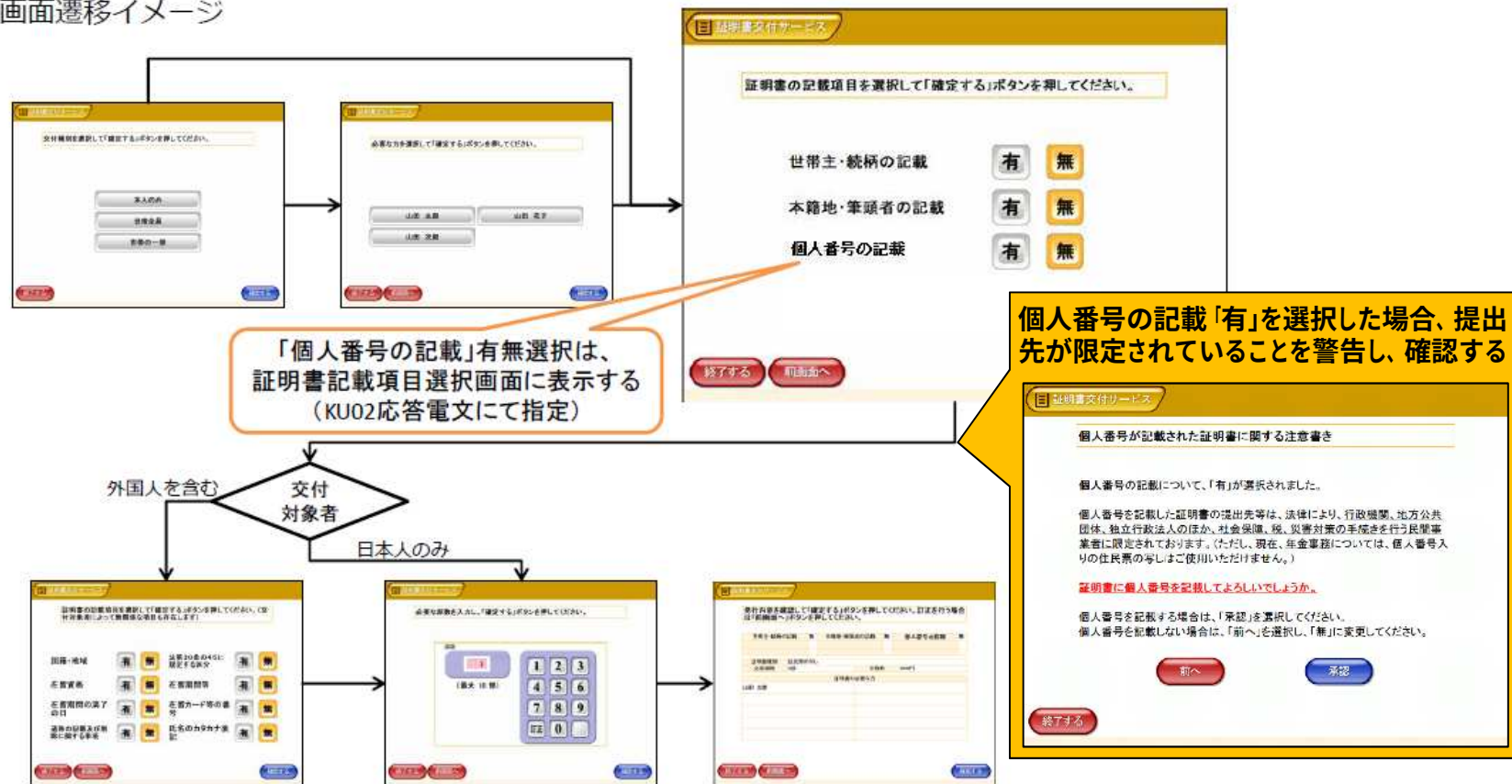
利用者におけるメリット

- 証明書等自動交付APをカードに搭載する必要がなく、カード交付時間が短縮される。
- 現在コンビニ交付を行っていない市区町村の住民においても、個人番号カードを持っていれば、当該市区町村が新たにコンビニ交付を開始したタイミングで、特段の手続きなしにコンビニ交付が利用できる。
- 証明書種別ごとの暗証番号が不要となる。

個人番号の記載有無に関する選択機能

「広域交付システムインタフェース仕様書（第4.0版）」に準拠することにより、住民票の写し、住民票記載事項証明書の交付において、利用者が「個人番号の記載」有無について選択することが可能となります。

画面遷移イメージ



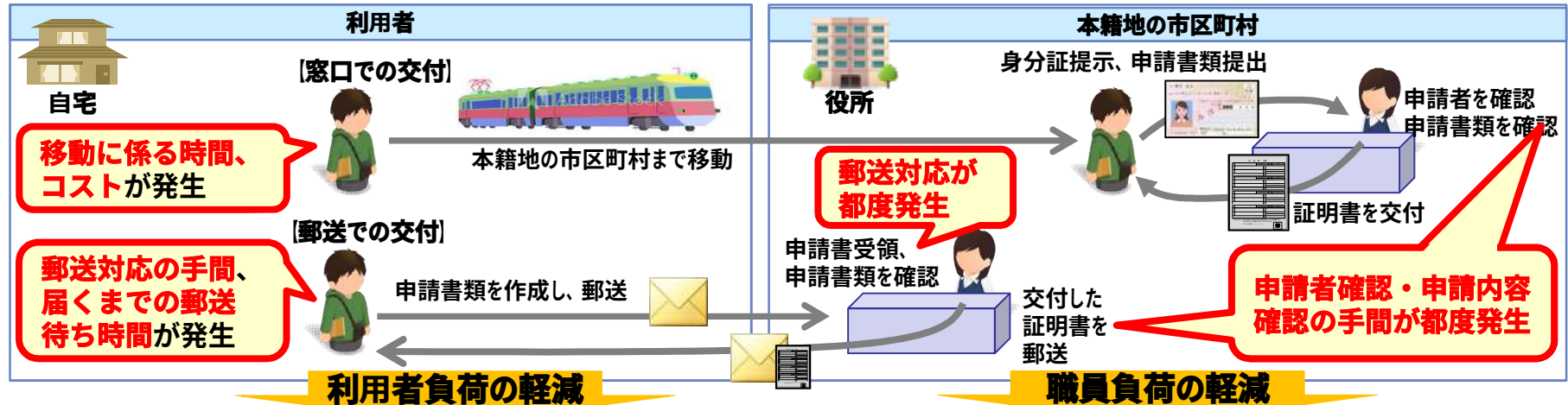
証明発行サーバに個人情報と共に個人番号を管理する場合、市町村でPIA (特定個人情報保護評価) の実施が必要となります。

- 案1) 既存住基システムのPIAと一緒に整理 (提供先、委託事業者へのリスク対策等を追記)
- 案2) 既存住基システムのPIAとは別に整理

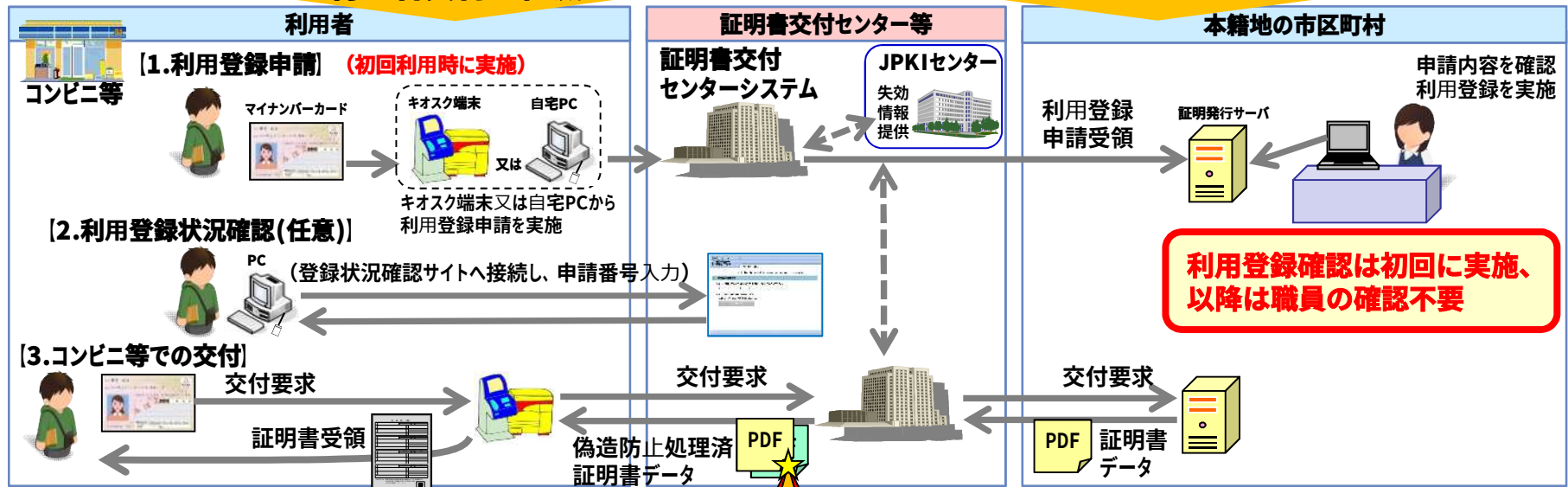
住所地と本籍地が異なる場合の戸籍証明書等交付（全体イメージ）

平成28年5月18日からサービス開始

現状



サービス導入後



◆取得にあたっての前提条件

1. 本籍地となる市区町村で、公的個人認証及び本籍地証明書対応済みの証明発行サーバがサービス可能であること（住所地の証明発行サーバの有無は関係ありません）
2. 利用する方は、マイナンバーカードを取得済みであること（住基カードでは取得できません）

住所地と本籍地が異なる場合の戸籍証明書等交付（導入のメリット）

◎住所地と本籍地が異なる場合における戸籍証明書等の交付方法

Before（郵送請求による場合）

<交付を受けるために必要な物>

本人確認書類の写し、交付手数料、請求書、送付用封筒、返信用封筒、切手など

<交付手順>

- ① 請求書の記入
- ② 請求書等の送付
記入した請求書等を本籍地あてに郵送する。
- ③ 請求書の審査
本籍地の戸籍担当者は請求書の内容を確認する。
問題なければ、戸籍証明書等を交付する。
- ④ 戸籍証明書等の発送
本籍地の戸籍担当者は交付した戸籍証明書等を請求者に発送する。

ここまでの手続きが**毎回必要**

負担大

- ⑤ 戸籍証明書等の受取り
本籍地より郵送された戸籍証明書等を受け取る

After（コンビニ交付による場合）

<交付を受けるために必要な物>

マイナンバーカード、交付手数料

<交付手順>

- ① 利用登録申請
住民はキオスク端末又はインターネットに接続されたPCより本籍地の市区町村に利用登録申請を実施する。
 - ② 利用者登録
本籍地の戸籍担当者は、利用登録申請情報を確認し、問題なければ、利用者登録を行う。
- ここまでの手続きは**初回のみ**
- ③ 戸籍証明書等の受取り（2回目以降はここから）
住民は、コンビニ等に設置されているキオスク端末を操作して、戸籍証明書等を受取る。

負担小

導入のメリット

- ・初回のみ利用登録申請が必要だが、2回目以降は不要となるため、請求者の負担が大幅に軽減される。
 - ・郵送請求に比べて、戸籍証明書等の受取りまでに要する期間が大幅に短縮される。
- <参考> 郵送請求：1～2週間 コンビニ交付：初回のみ利用者登録のため数日（2回目以降は随時）

住所地と本籍地が異なる場合の戸籍証明書等交付 (画面イメージ)

1) 利用登録申請 (キオスク端末からの申請)

本籍地の市区町村を選択してください。

サービスを提供している市区町村のみ選択できます。

サンプル1市 サンプル2区

サンプル3都 サンプル4町

終了する 前画面へ 確定する

本籍地市区町村選択画面

本籍 東京都 東京都千代田区千代田 区

東京都 北関東市 やむろ

氏名 ① 八咫 ② 八咫 ③ 八咫 ④ 八咫 ⑤ 八咫 ⑥ 八咫

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 あ や
あ か さ た な は ま や ら わ い ゆ
い き し ち に ひ み り を う よ
う く す つ ぬ ふ む る ん え っ
え け せ て ね へ め れ 空白 お ー
お こ そ と の ほ も よ ろ (スペース) -

戻る カタカナ アルファベット 変換 OK

キオスク端末側の制御

申請情報入力画面

本籍、筆頭者氏名、連絡先電話番号を入力

セキュリティコードを入力してください。

生年月日(西暦3桁+月2桁+日2桁) 有効期限(西暦4桁) セキュリティコード(4桁)

010331 2025 1234

セキュリティコード欄にはここに記載されている4桁を入力(例:1234)

1 2 3
4 5 6
7 8 9
0

終了する 確定する

照合番号入力画面 (券面事項入力補助AP)

申請者情報として4情報を取り出す

本籍地の市区町村に申請しました。

申請番号は「1355-5000-0000-0272」です。

申請番号は、以下の登録状況確認サイトにおいて、登録状況を確認する際に必要となります。

この画面以降、申請番号は表示されませんので、必ず申請番号をお控えください。

なお、申請番号の印刷も可能です(有料10円)。申請番号の印刷が不要の場合は終了するボタンを押してください。

登録状況確認サイト: <http://ks.lg-waps.jp/ksqu/8/guk>

東京都サンプル都サンプル町から次のメッセージを受信しました。

申請を受け付けました。審査完了まで5営業日ほどかかります。申請後にお気付きの点等ございましたら、お手数ですが、市区町村窓口(電話番号: ***)までご連絡ください。

終了する 申請番号印刷する

申請情報送信完了画面

2) 利用登録確認

利用登録サービス(コンビニ交付) 戸籍証明書交付の利用登録申請サイト

利用登録状況確認

コンビニエンスストア等で戸籍証明書の交付を受けるための利用登録申請状況を確認します。

2. 利用登録状況確認

手順1: 利用登録申請完了後に表示された申請番号(16桁)を入力してください。

手順2: 登録状況確認ボタンを押してください。

本籍地の市区町村に利用登録状況を確認します。

登録状況確認

申請番号入力画面

利用登録サービス(コンビニ交付) 戸籍証明書交付の利用登録申請サイト

利用登録状況確認 > 確認結果

申請番号: 4799-9000-0000-3453

ステータス: 利用登録完了

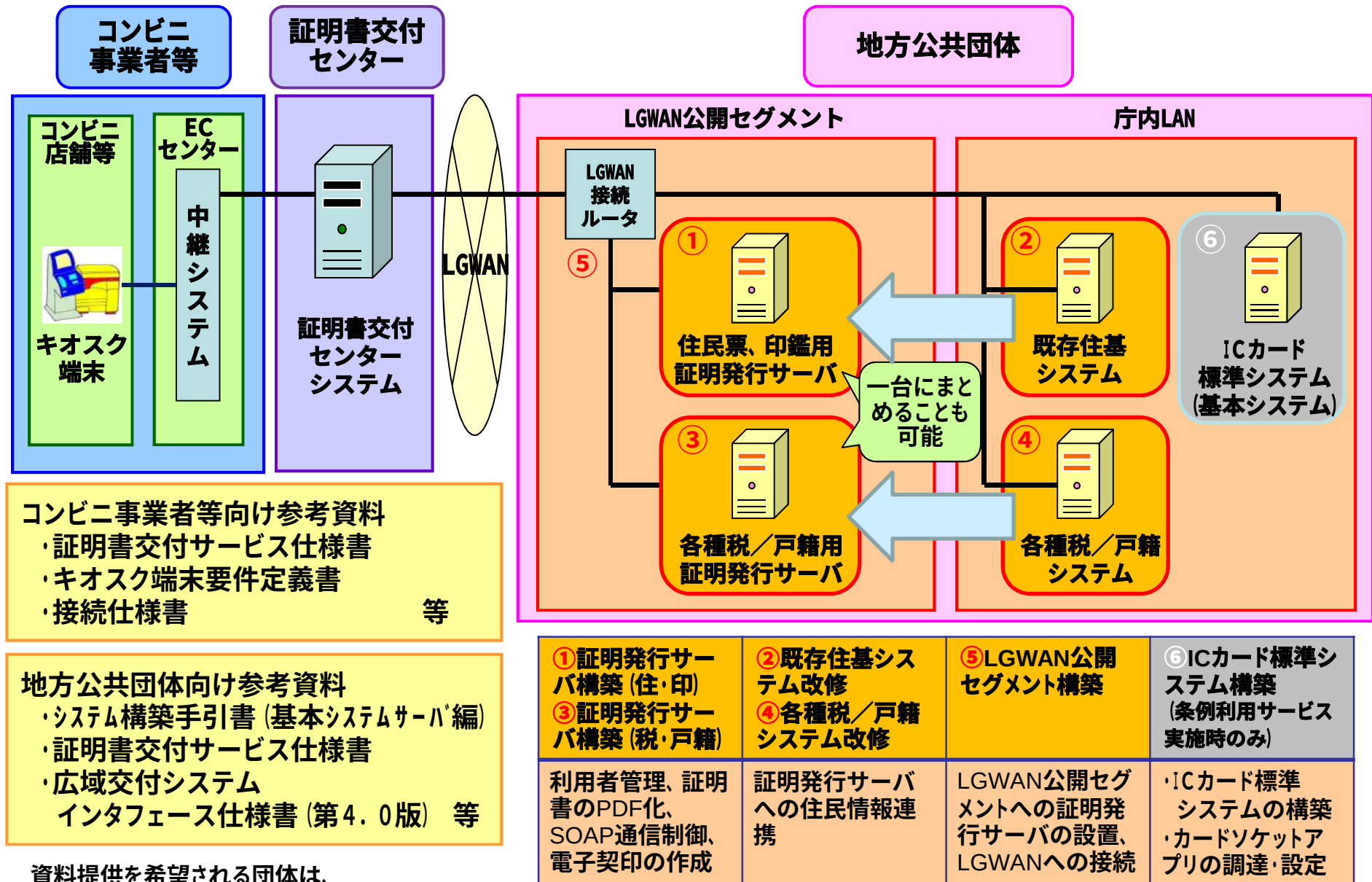
沖縄県アスト市から次のメッセージを受信しました。

利用可能です

戻る

確認結果表示画面

地方公共団体のシステムに必要な要件



資料提供を希望される団体は、
J-LIS研究開発部までお問い合わせください。

市町村側システム構築に係る経費

コンビニ交付に取り組んだ団体のシステム構築に係る事業費を基に算出。住民票の写しと印鑑登録証明書を対象とする場合、全体平均で約1,600万円となる。(団体からの自己申告による。平成28年度調査で集計した速報値(有効回答数32団体))

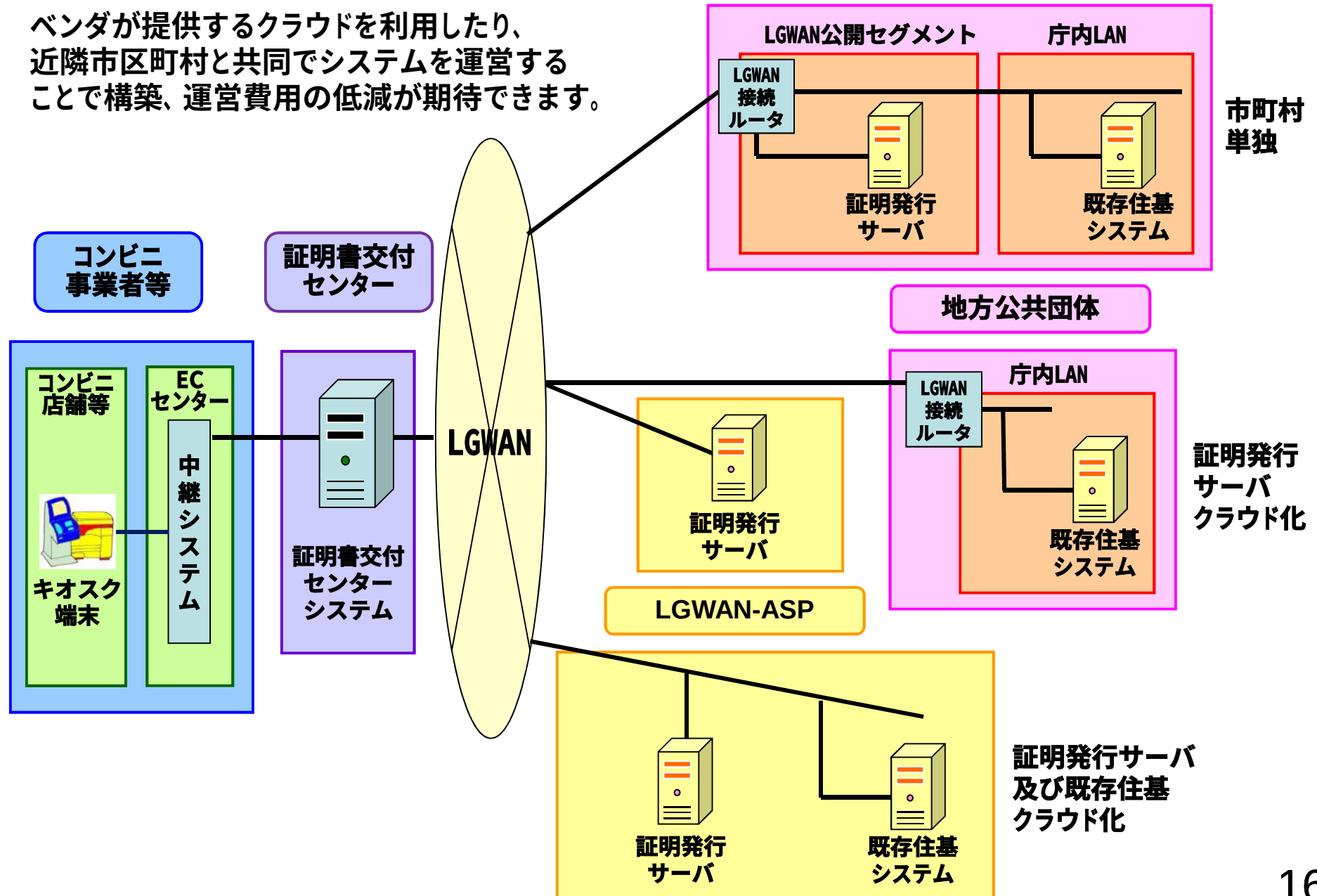
	住民票の写し、印鑑登録証明書		③LGWAN公開セグメント構築	合計
	①証明発行サーバの構築	②既存システムの改修		
全体平均値	966万円	474万円	148万円	1,588万円
クラウドのみ平均値	590万円	469万円	189万円	1,248万円
個別導入のみ平均値	1,204万円	480万円	110万円	1,794万円

参考：平成25年度集計 全体平均 約2,100万円

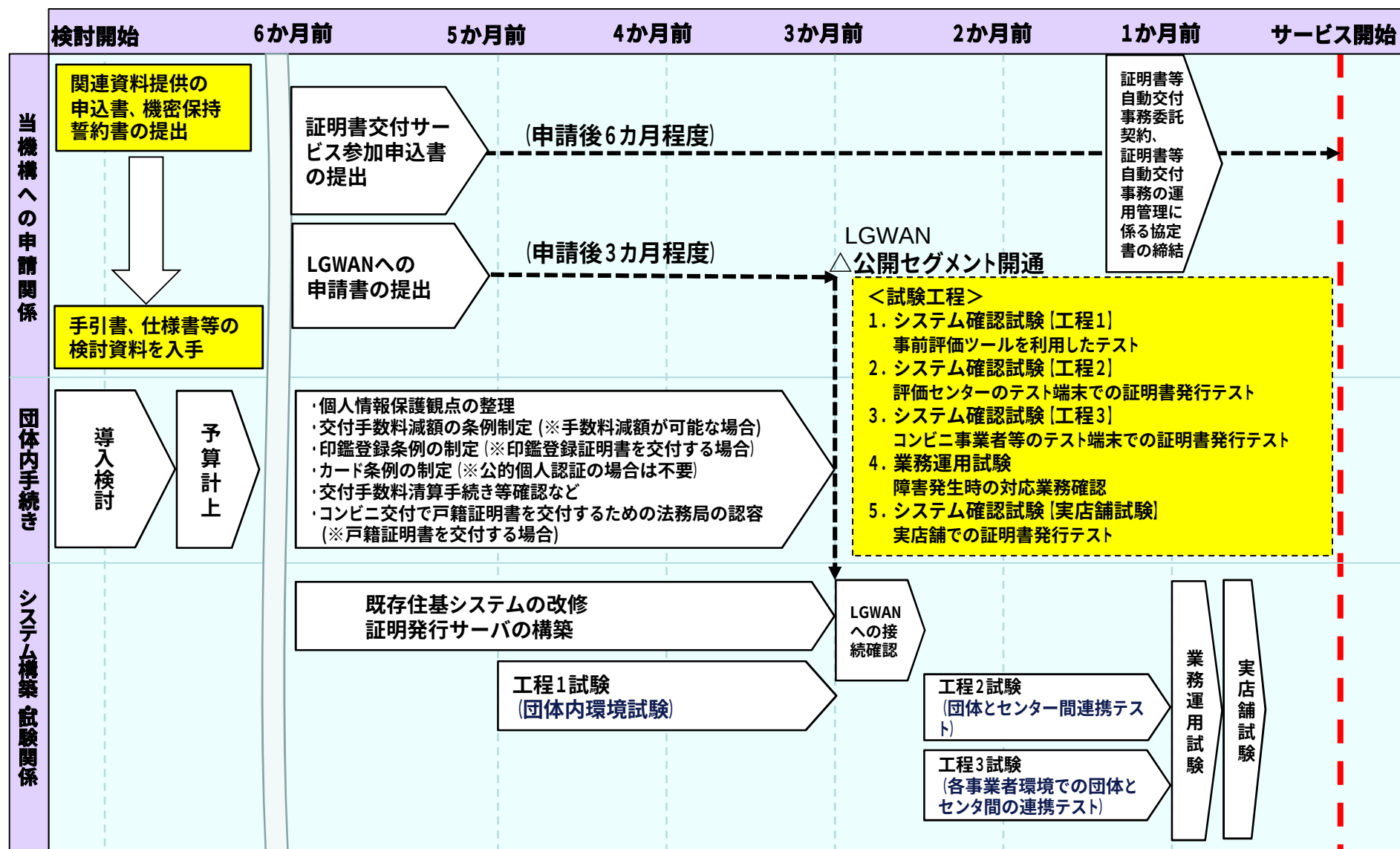
・個人番号カードを活用したコンビニ交付のためのシステム構築について、クラウド化の推進に資する場合に「上限5,000万円、1/2」で特別交付税措置する予定(平成30年度まで)。
(証明発行サーバやICカード標準システム等の保守費、証明書交付センターの運営負担金及びコンビニ等事業者への委託手数料等の経費も対象)

地方公共団体のシステムのクラウド化

ベンダが提供するクラウドを利用したり、
近隣市区町村と共同でシステムを運営する
ことで構築、運営費用の低減が期待できます。



コンビニ交付導入への流れ



注) 実店舗試験では、サービス開始後と同様の清算があり、支出と収入が発生します。あらかじめ予算措置を講じてください。

コンビニ交付の参加条件

- コンビニ事業者等への委託手数料（1通当たり）：123円
- 市町村負担金（1年度当たり）
 - － 指定都市（人口100万人以上）：1,000万円
 - － 指定都市（人口100万人未満）：800万円
 - － 大規模市、特別区（人口15万人以上）：500万円
 - － 小中規模市、特別区（人口15万人未満）：300万円
 - － 町村：100万円

※一定の時期には、参加団体の増加に伴い、見直しを予定。

※新規参加年度について、参加月数に基づく月割計算にて負担金を算出。

＜参考＞市町村負担金の主な項目

- コンビニ事業者等側回線経費（月額通信料のみ）
- 証明書交付センターシステム設備等賃借料・保守費
- 証明書交付センター運営費
- セキュリティ技術使用料

個人番号カードのメリット

行政

民間

個人番号を証明する書類として



- 個人番号を証明する書類として
個人番号カードを提示

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。

- 所得把握の精度向上
- 公平・公正な社会を実現

券面
を利用

本人確認の際の公的な身分証明書として



なりすまし被害の防止

- ◇個人番号の提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。
- ◇金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

券面
または
電子証明書
を利用

付加サービスを搭載した多目的カード

- 国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中
- 自治体～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- 民間～ポイントカードや入退社管理、社員証等として利用可能



将来的には様々なカードが
個人番号カードに一元化

券面
または
アプリ
または
電子証明書
を利用

行政

コンビニなどで行政上の各種証明書を取得



- コンビニ等において住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明を取得できる。

現在、100市町村が導入し約2,000万人が利用できる。平成28年度中に、導入市町村は約300に増加し約6,000万人が利用できることとなる予定。

- 住民の利便性向上
- 市町村窓口の効率化

アプリ
または
電子証明書
を利用

各種行政手続のオンライン申請



- 電子申請 (e-Tax等) の利用
- 行政からプッシュ型の情報 (お知らせ) を取得

マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できる。

- 行政の効率化
- 手続き漏れによる損失の回避

電子証明書
を利用

民間

各種民間のオンライン取引／口座開設



- インターネットにおける不正アクセスが多発
→公的個人認証サービスの民間開放
- インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。

オンラインバンキング等を
安全かつ迅速に利用

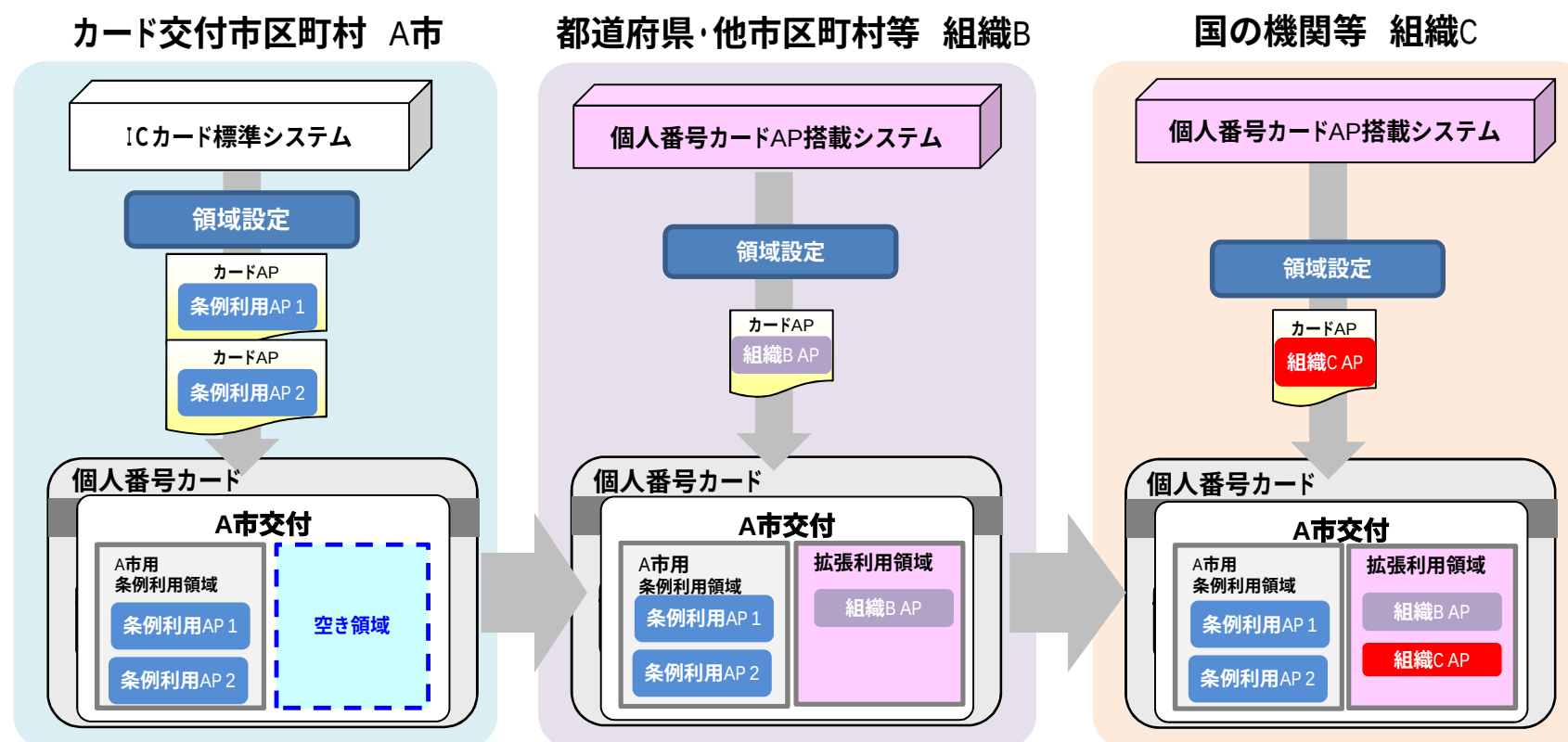
電子証明書
を利用

個人番号カードアプリケーション搭載システム

ICカード標準システムを改修することにより、国、都道府県、市区町村等において他市町村が交付した個人番号カードでも条例(政令)利用を可能にする個人番号カードAP搭載システムを提供する予定である。

個人番号カードAP搭載システムを利用することで、拡張利用領域にカードAPを搭載することができる。条例利用領域に搭載したカードAPは、引っ越した場合に領域自体がクリアされるが、拡張利用領域に搭載したカードAPは引っ越してもクリアされない。

なお、個人番号カードAP搭載システムは、ICカード標準システムに組み込んで使用することが可能である。



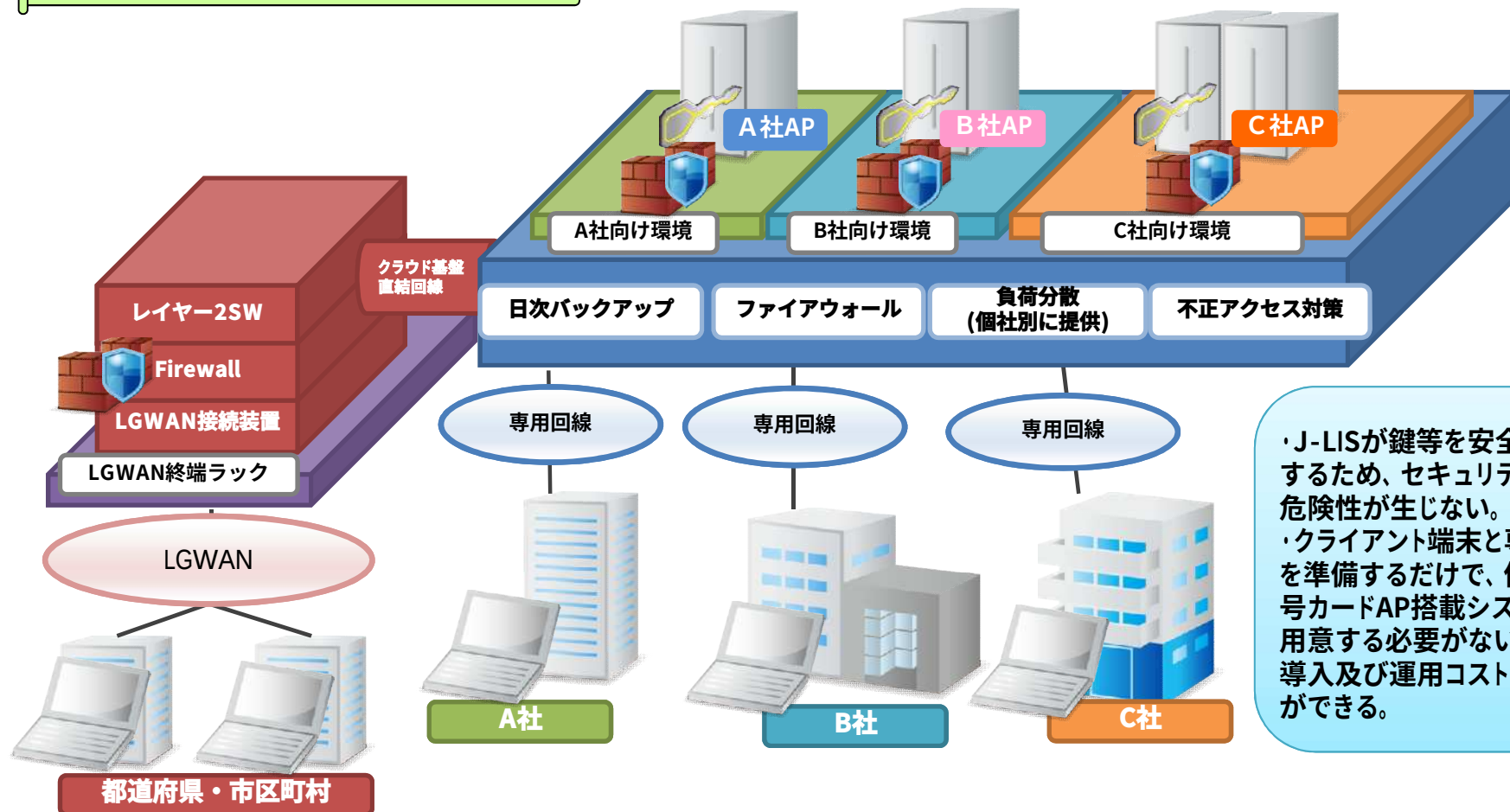
番号カードAP搭載システムを導入すれば、他市町村が交付した個人番号カードにも同じカードAPを搭載することができる(団体職員証や各種公共サービス(図書館、商店街ポイント)等での活用も可能)。

個人番号カードAP搭載システムのクラウドサービス提供

個人番号カードAP搭載システムをJ-LISがクラウドサービスとして提供することで、個人番号カードにカードAPを搭載する各団体において、それぞれカードAP搭載システムを独自に用意する必要がなくなるため、個人番号カードの利用の開始が容易になり、かつ、利用に係るコストの削減ができます。なお、民間事業者においても、クラウドサービスの利用が可能です。

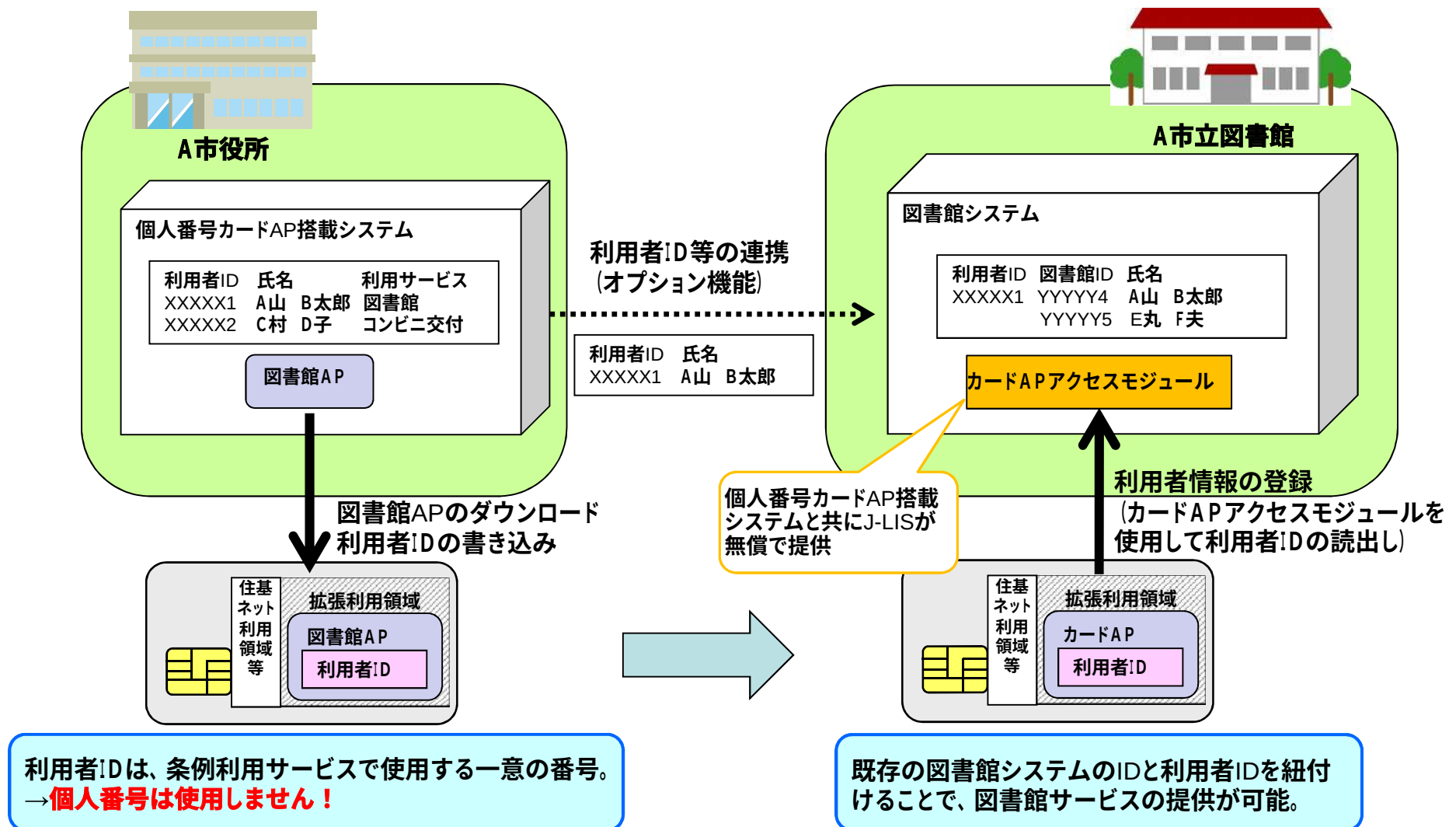
平成28年10月以降サービス開始予定

個人番号カードAP搭載システムクラウドサービス



・J-LISが鍵等を安全に保管するため、セキュリティ上の危険性が生じない。
・クライアント端末と専用回線を準備するだけで、個別に番号カードAP搭載システムを用意する必要がないため、導入及び運用コストの削減ができる。

個人番号カードを図書館カードとして利用

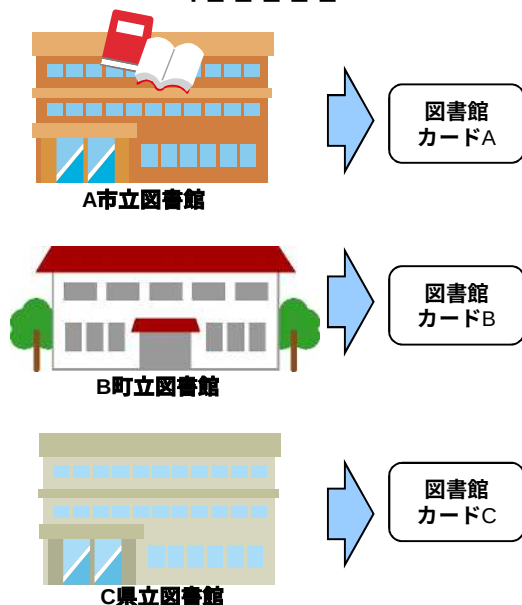


カードAPのダウンロード、読出しについては、個人番号カードAP搭載システムとICカード標準システムの双方に同様の機能はあるが、..

- ・ICカード標準システムでダウンロードしたカードAPは、引越した際に転入先でカードAPが削除される。
- ・個人番号カードAP搭載システムでダウンロードしたカードAPは引越しても削除されないため、転入前の市町村でのサービスを継続利用することが可能。

公立図書館を個人番号カードで共通利用

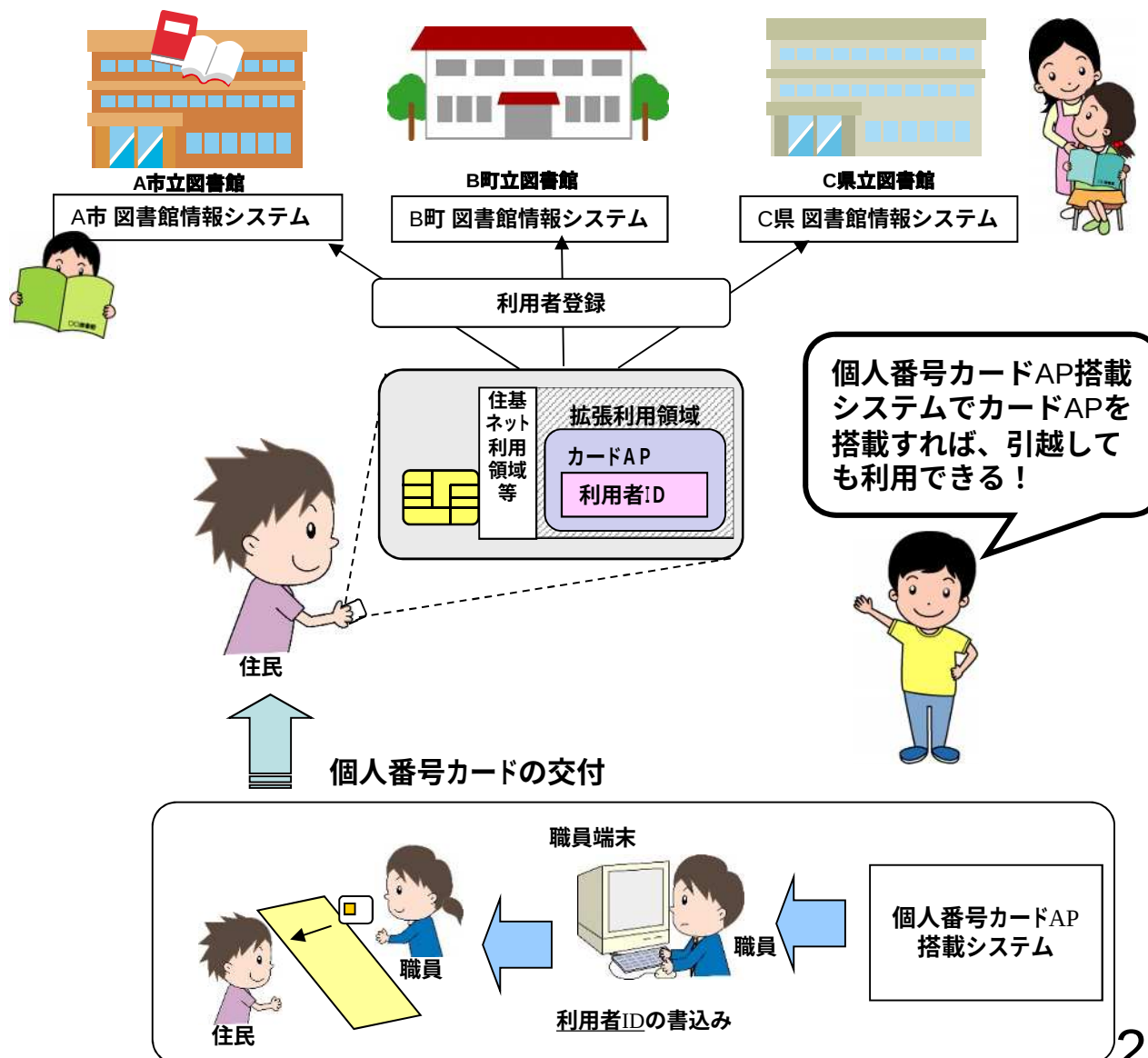
現状



それぞれの図書館で図書カードを交付。

↓
複数の図書館を利用する住民は、利用する図書館の数だけ、図書カードを持つ必要がある。

個人番号カードAP搭載システムで図書館サービスを利用



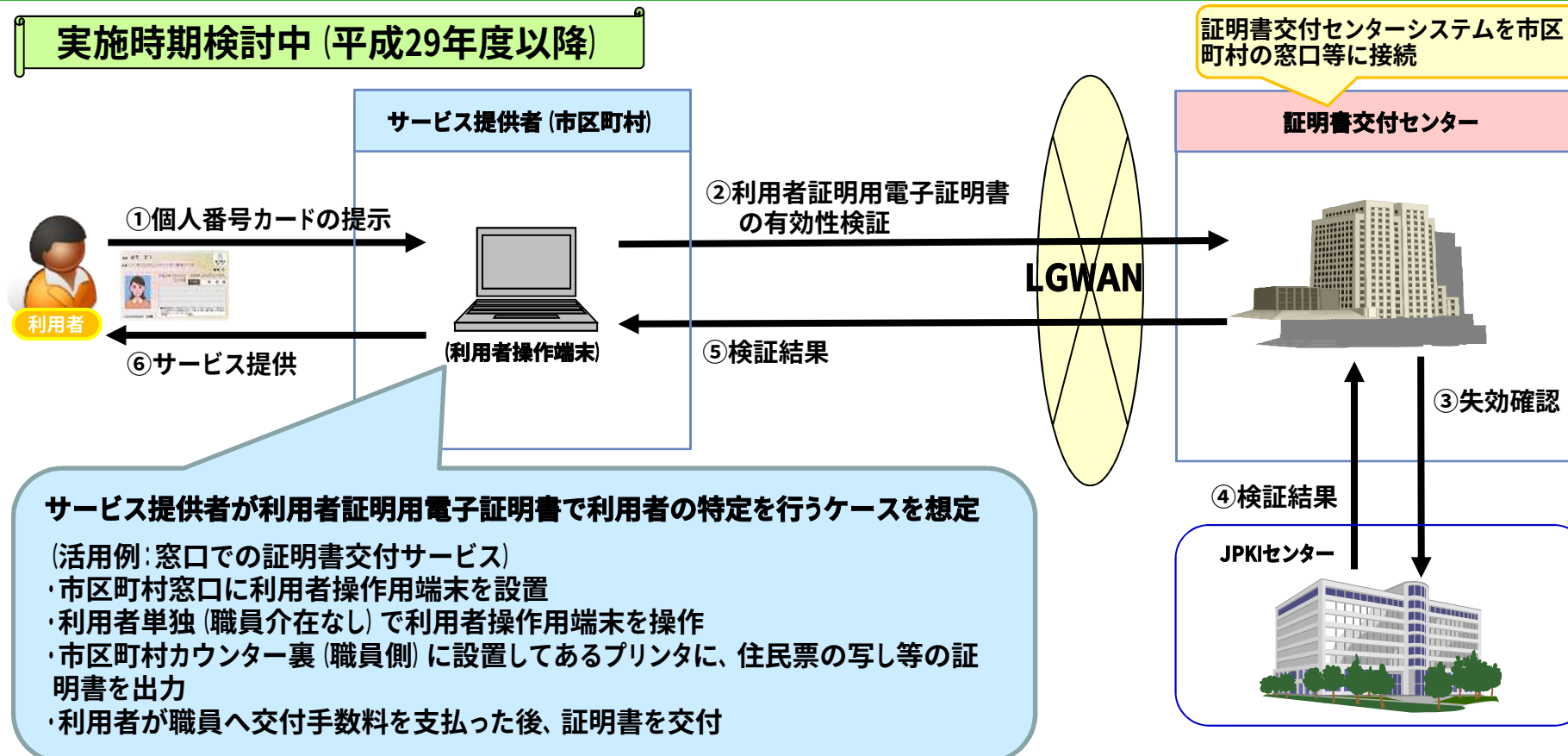
コンビニ交付サービスの基盤の活用

コンビニ交付におけるJPKIでの有効性検証機能を活用して、市区町村の窓口等でJPKIを利用したサービスを提供できるコンビニ交付サービスの基盤を活用することを検討中。

確認の手順

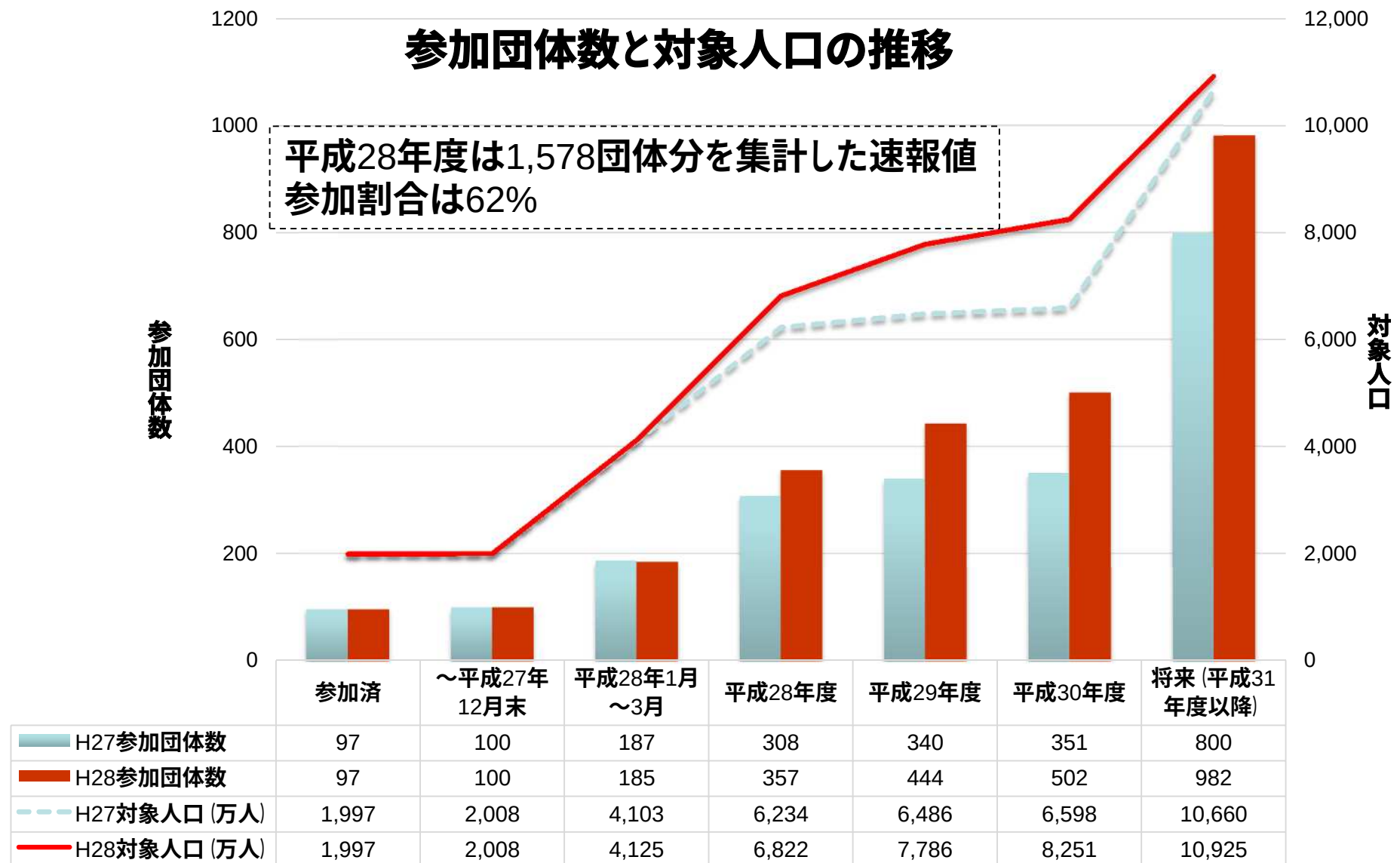
1. 利用者は、サービス提供を受けるために個人番号カードを提示する。
2. 証明書交付センターは、JPKIセンターに個人番号カードに格納された利用者証明用電子証明書を検証（失効確認を含む。）する。
3. JPKIセンターから、サービス提供者へ利用者証明用電子証明書の検証結果を返却する。

実施時期検討中（平成29年度以降）



コンビニ交付サービスの基盤を活用することで、窓口交付、印鑑登録証、図書館サービス等をJPKIで利用できるようになる。

コンビニ交付への期待 参加予定調査アンケート集計 平成28年度 (速報値)



※ 対象人口は、平成27年1月1日現在の住基人口に基づく

※ 平成28年度参加団体数及びデータは、平成28年6月29日時点で集計した速報値

コンビニ交付への期待 参加予定調査アンケート集計 平成28年6月 (速報値)

人口段階別における参加団体数と割合

	回答団体数	参加済み	参加予定 (28年度)	参加予定 (29年度)	参加予定 (30年度)	参加予定 (~30年度)	参加予定 (将来)	参加見込み 合計	参加予定 なし	参加 割合	対前年 度比
100万人以上	11	7	2	0	0	0	2	11	0	100%	±0%
70~100万人	11	6	2	3	0	0	0	11	0	100%	±0%
50~70万人	9	6	1	0	0	0	0	7	2	78%	-13%
30~50万人	47	21	13	1	1	0	10	46	1	98%	+4%
15~30万人	94	33	23	12	3	5	15	91	3	97%	+7%
10~15万人	100	32	24	11	2	2	24	95	5	95%	+7%
5~10万人	253	46	45	31	6	9	88	225	28	89%	+13%
3~5万人	216	22	23	14	5	9	95	168	48	78%	+27%
3万人未満	837	27	24	15	1	15	246	328	509	39%	+17%
合計	1,578	200	157	87	18	40	480	982	596	62%	+16%

参加しない理由

	利用できる 店舗が少ない	窓口職員の 負担軽減が 見込めない	予算のめど が立たない	費用対効果 が見込めない	本庁・支所 等の窓口対 応で十分	高齢者や障 害者サポー トが必要	取得できる 証明書の種 類が少ない	マイナン バーカード普 及見込めず	その他	(無回答)
100万人以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70~100万人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50~70万人	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0
30~50万人	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
15~30万人	0	0	0	1	1	1	0	0	2	0
10~15万人	0	1	2	3	3	1	1	0	1	0
5~10万人	1	10	14	15	11	7	0	5	4	2
3~5万人	5	8	22	29	16	8	0	4	14	1
3万人未満	175	119	177	254	223	134	18	59	33	24
合計	181	139	215	304	255	152	19	68	55	27

コンビニ交付への期待 参加予定調査アンケート集計 平成28年6月 (速報値)

どの程度のコストであれば参加を検討できるのか

<システム構築費 (イニシャルコスト) >

	予算めどたらずor 費用対効果見込めない	3000万円以上	2000～3000万円	1000～2000万円	500～1000万円	500万円未満
50～70万人	2	0	0	1	0	0
30～50万人	0	0	0	0	0	0
15～30万人	1	0	0	0	0	1
10～15万人	4	0	0	0	0	1
5～10万人	17	0	0	1	0	3
3～5万人	32	0	1	3	2	7
3万人未満	278	1	2	18	15	48
合計	334	1	3	23	17	60

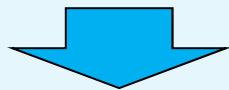
(回答率:31%)

<システム運用費 (ランニングコスト) >

	1000万円以上	500～1000万円	200～500万円	100～200万円	100万円未満
50～70万人	0	0	0	1	0
30～50万人	0	0	0	0	0
15～30万人	0	0	0	0	1
10～15万人	0	0	0	0	1
5～10万人	0	0	1	2	1
3～5万人	0	1	2	1	9
3万人未満	0	5	9	20	47
合計	0	6	12	24	59

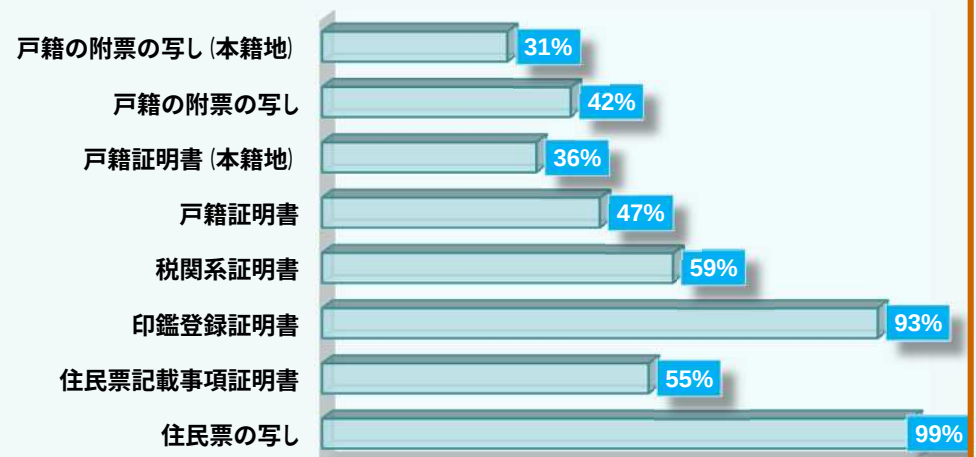
(回答率:30%)

平均すると、
システム構築費: 674万円
システム運用費: 134万円/年



クラウド化や共同利用化による構築費、運用費のさらなる低減を期待

コンビニ交付で取得する証明書



コンビニ交付への期待 参加予定調査アンケート集計 平成28年6月 (速報値)

都道府県別参加見込み

(平成30年度末見込み)

○ コンビニ交付サービス対象人口

時期	団体	人口(累計)
平成31年3月	502	8,251万人

※ 1,578市区町村の集計分のみ
(163団体分を除く)

(将来見込み)

○ コンビニ交付サービス対象人口

時期	団体	人口(累計)
時期未定含む	982	10,925万人

※ 1,578市区町村の集計分のみ
(163団体分を除く)

○ 団体普及率見込み
(参加団体/団体数)

参加割合
90%以上
75%以上90%未満
50%以上75%未満
25%以上50%未満
10%以上25%未満
10%未満

コンビニ交付へのご理解を深めていただくために

●コンビニ交付関連説明会への講師派遣のご案内

都道府県、市区町村が、独自で企画される説明会等について、コンビニ交付の事業成果及び各種関連情報のご紹介の内容で当機構の講師を派遣することで協力・支援することとしております。講師派遣に係る費用は当機構が負担いたします。近隣等複数の市町村でご調整の上、お申込みください。

講師派遣の詳細は、以下の当機構のホームページをご参照ください。

https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/seminar/cms_92960720108_H28.html

●コンビニ交付関連資料提供のご案内

コンビニ交付及びICカード標準システムの最新資料（住所地と本籍地が異なる戸籍証明書に係る資料、キオスク端末庁内設置及び広域交付インタフェース仕様書等）を公開しています。

資料提供申し込みの手続き方法は、当機構のホームページをご参照ください。

https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/cms_91522020.html

コンビニ交付へのご理解を深めていただくために

「地方自治情報化推進フェア2016」を開催いたします。コンビニ交付も出展いたしますので、是非ご来場ください。

詳細につきましては、以下のサイトよりご案内しておりますので、ご確認ください。

https://www.j-lis.go.jp/spd/fair/fair2016_J-LIS.html

会期：平成28年11月8日(火)～9日(水)
9:30～17:00

会場：東京ビッグサイト
西展示棟 西3、4ホール

(開催概要)

地方公共団体運営に係る以下の課題につきまして、最新システムの展示と有識者によるセミナーの開催等によって、地方公共団体の電子行政推進に資することを目的としています。

- ・利便性の高い先進的な情報システム
- ・地域を元気にする便利な行政サービス
- ・災害に強い電子自治体の実現
- ・地域の課題解決におけるICT活用

**地方公共団体情報システム機構**
Japan Agency for Local Authority Information Systems

J-LISについて

[ホーム](#) | [地方公共団体の皆様](#) | [民間企業の皆様](#) | [個人の皆様](#)

[ホーム](#) > [情報の提供及び助言](#) > [地方自治情報化推進フェア](#) > 地方自治情報化推進フェア2016

地方自治情報化推進フェア2016

「地方自治情報化推進フェア2016」を開催いたします。

開催日
平成28年11月8日(火曜日)
平成28年11月9日(水曜日)

場所
[東京国際展示場\(東京ビッグサイト\)](#)
西展示棟 西3、4ホール
(東京都江東区有明 3丁目11番1号)

内容

1. 情報システム展示会
2. 講演会
3. トピックスセミナー
4. 各種セミナー
5. ベンダープレゼンテーション
(情報システム展示会出展社によるプレゼンテーション)

※地方自治情報化推進フェア専用ホームページの開設まで、今しばらくお待ちください。



おわりに

**本件に係るお問い合わせは、
下記までご連絡ください。**

地方公共団体情報システム機構 研究開発部

電話：03-5214-8002

ホームページ：<https://www.j-lis.go.jp/>

以下、参考資料

空き領域に格納するカードAPについて

次の3種類の標準カードAPを、J-LISが無償で提供しています。

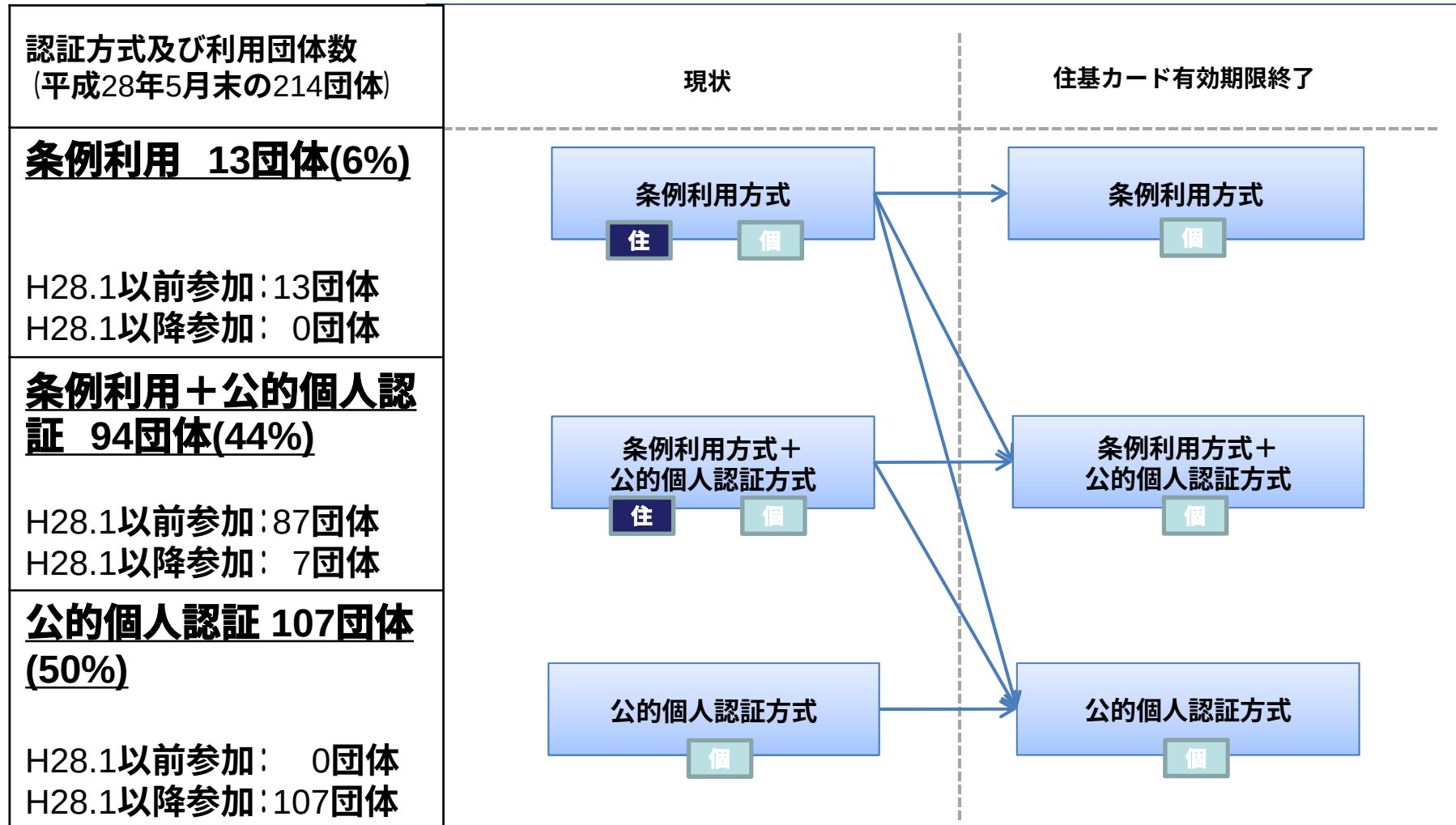
なお、カードAPは個人番号カードと住基カードで同じもの(暗号危殆化対応後)を使用しています。また、個人番号カードアプリケーション搭載システム及びICカード標準システムで使用するカードAPの種類は同一です。

種別	概要	情報	パスワード	相互認証	格納データの暗号化
タイプA (レコード型AP)	相互認証を行うため、厳密な認証が必要とされるケースに適しています。(主に、コンビニ交付、印鑑登録証、自動交付機等で使用)	ID等	あり／なし	あり	なし
タイプC (共通カードAP)	認証不要でIDを読み出すことが可能なアプリケーションです。(主に図書館、ポイントサービス等で使用。)	IDのみ	なし	なし	なし
タイプD (バイナリ型AP)	格納できるデータ容量が大きく、データの暗号化を行うアプリケーションです。(主に、4情報を取り扱うサービス等で使用。)	ID等	あり／なし	あり	あり

標準カードAPの利用が適さないシステムにおいては、独自カードAPを利用することも可能です。
(独自カードAPについても、J-LISに申請することで、無償で提供します。)

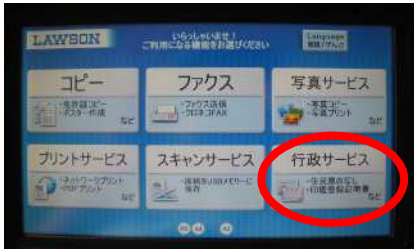
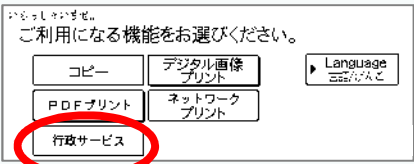
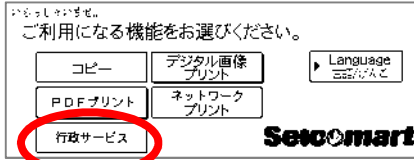
個人番号カードにおける証明発行サーバの対応方式

条例利用方式を、そのまま利用し続けることが可能です。
また、順次条例利用方式から公的個人認証方式に切り替えることも可能です。

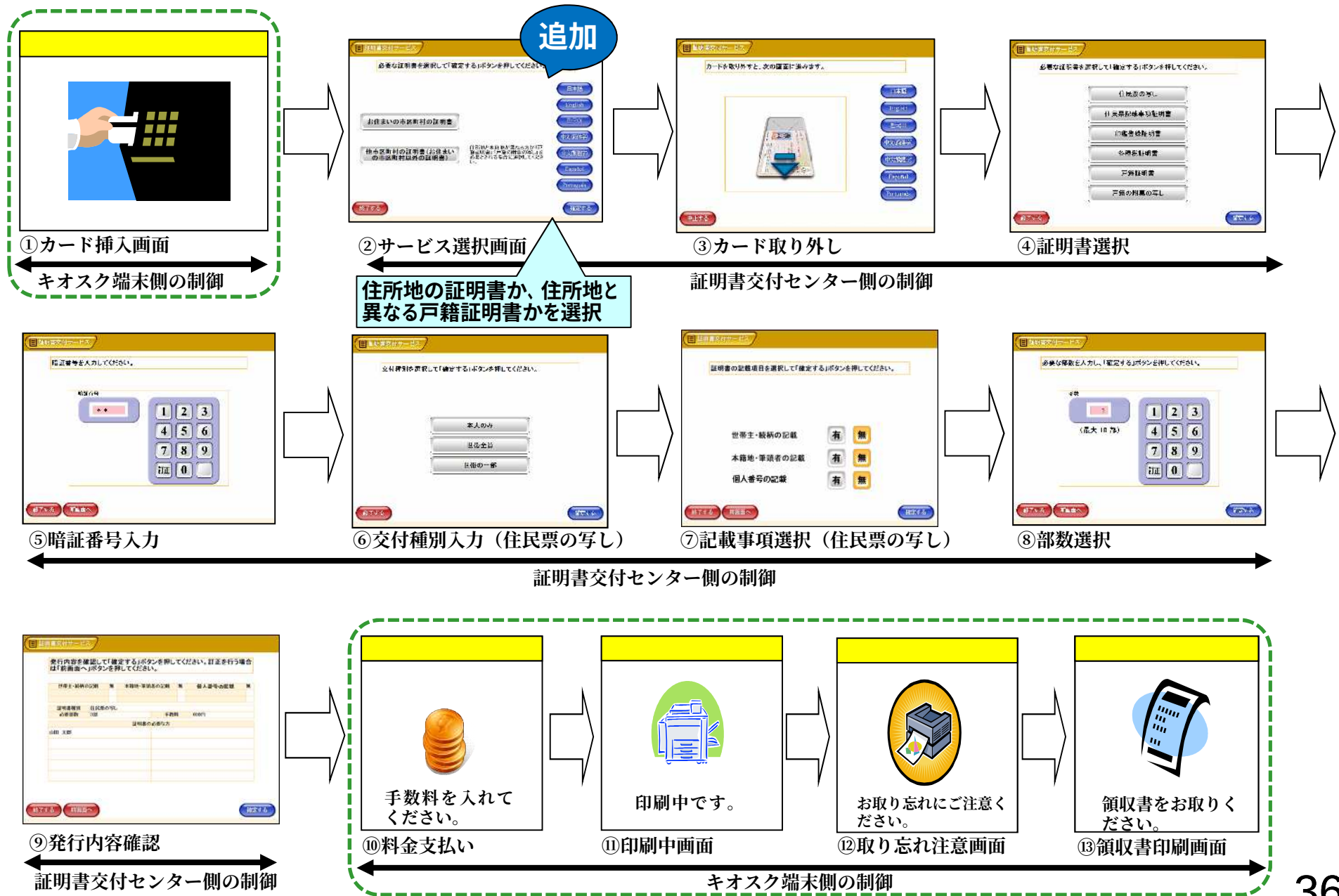


: 個人番号カードによるコンビニ交付が可能
 : 住基カードによるコンビニ交付が可能

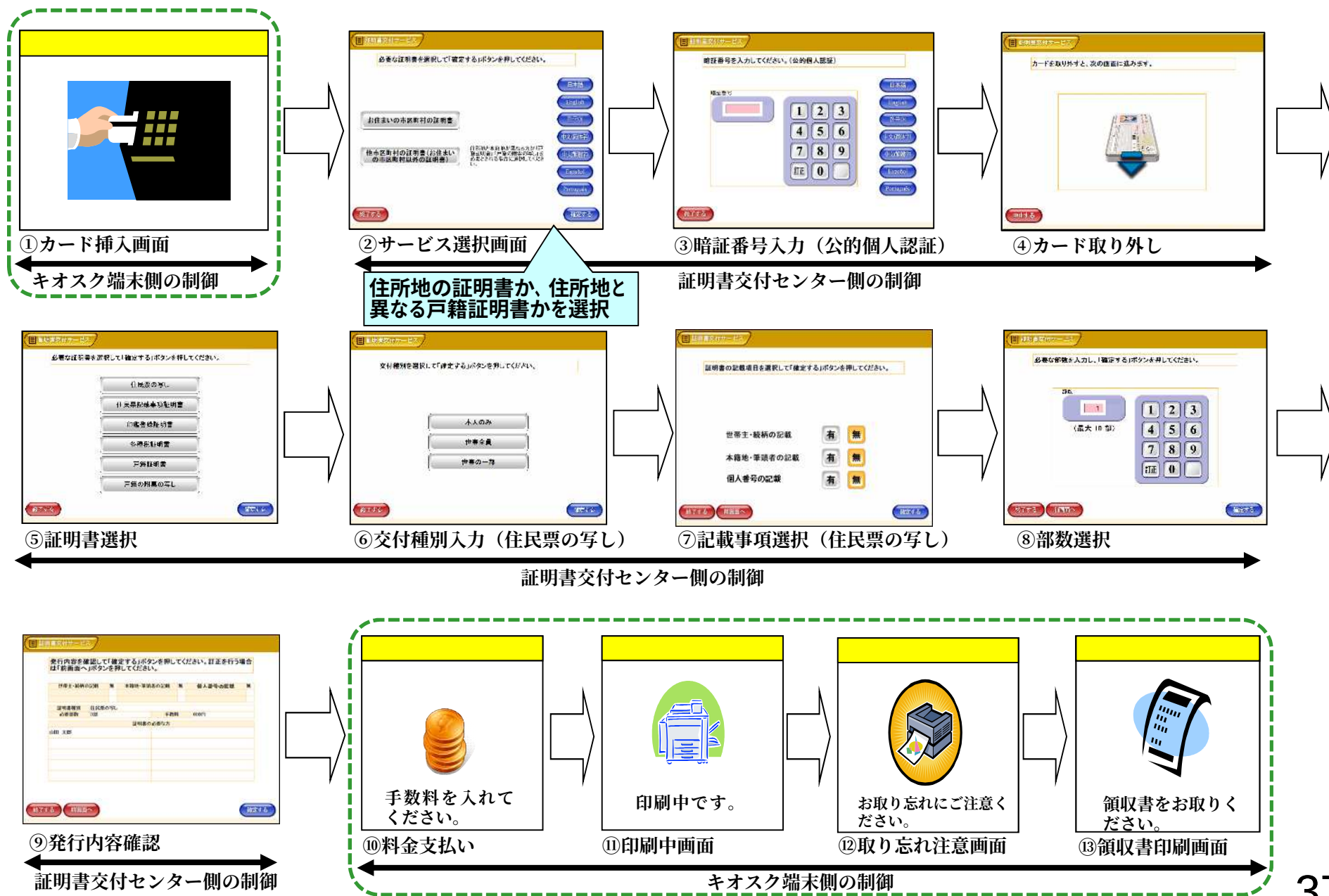
キオスク端末のイメージ

セブン-イレブン		ローソン		Aコープ 鹿児島	
サークルK サンクス		ファミリー マート		セーブオン	
Aコープ 北東北		セイコー マート		セブン-イレブン ローソン、サークルK サンクス、ファミリーマート イオンリテール、国分GC  	
イオン リテール		国分 チェーン		セイコーマート、セーブオン Aコープ北東北/鹿児島  	

証明書取得時の画面遷移 (条例利用の場合)



証明書取得時の画面遷移 (公的個人認証の場合)



証明書選択画面イメージ

証明書交付サービス

必要な証明書を選択して「確定する」ボタンを押してください。

住民票の写し

住民票記載事項証明書

印鑑登録証明書

各種税証明書

戸籍証明書

戸籍の附票の写し

市町村の証明発行サーバからの応答にて、
利用可能な証明書として、選択されたボタン
及び説明文が表示される。

課税証明書、納税証明書を交付して
おります。

サービス提供時間は8時から18時まで
となります。

サービス提供時間は8時から18時まで
となります。

終了する

確定する

コンビニ交付の多言語対応

コンビニ交付では平成26年6月より、多言語（6ヶ国語）対応を実施しています。

対応言語：英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

多言語対応する証明書の種類：住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書

画面サンプル

言語選択

英語

中国語（簡体）

中国語（繁体）

言語選択	英語	中国語（簡体）	中国語（繁体）
カードを取り外すと、次の画面に進みます。  日本語 English 中国語 中国語(繁体) Español Português 中止する	Please select required certificate. Some of instructions shown in Japanese. Copy of Resident Record 住民票の写し Certificate of Items Stated 住民票記載事項証明書の説明 Seal REG Certificate 印鑑登録証明書の説明 各種税証明書 戸籍証明書 戸籍の附票の写し 印刷 中止する Confirm	请选择所需要的证明书。按“确定”键。 住民票及印章登録证明书以外皆用日语进行对应。 住民票の写し 住民票の写し 住民票記載事項証明書 住民票記載事項証明書の説明 印章登録証明書 印鑑登録証明書の説明 各種税証明書 戸籍証明書 戸籍の附票の写し 印刷 中止する 确定	請選擇所需的證明書後，按「確定」按鈕。 除了住民票及印章登錄證明書之外，僅以日語提供服務。 住民票寫本 住民票的說明 住民票記載事項證明書 住民票記載事項證明書的說明 印鑑登錄證明書 印鑑登錄證明書的說明 各種稅證明書 戶籍證明書 戶籍的附票的寫 結束 中止する 確定

日本語

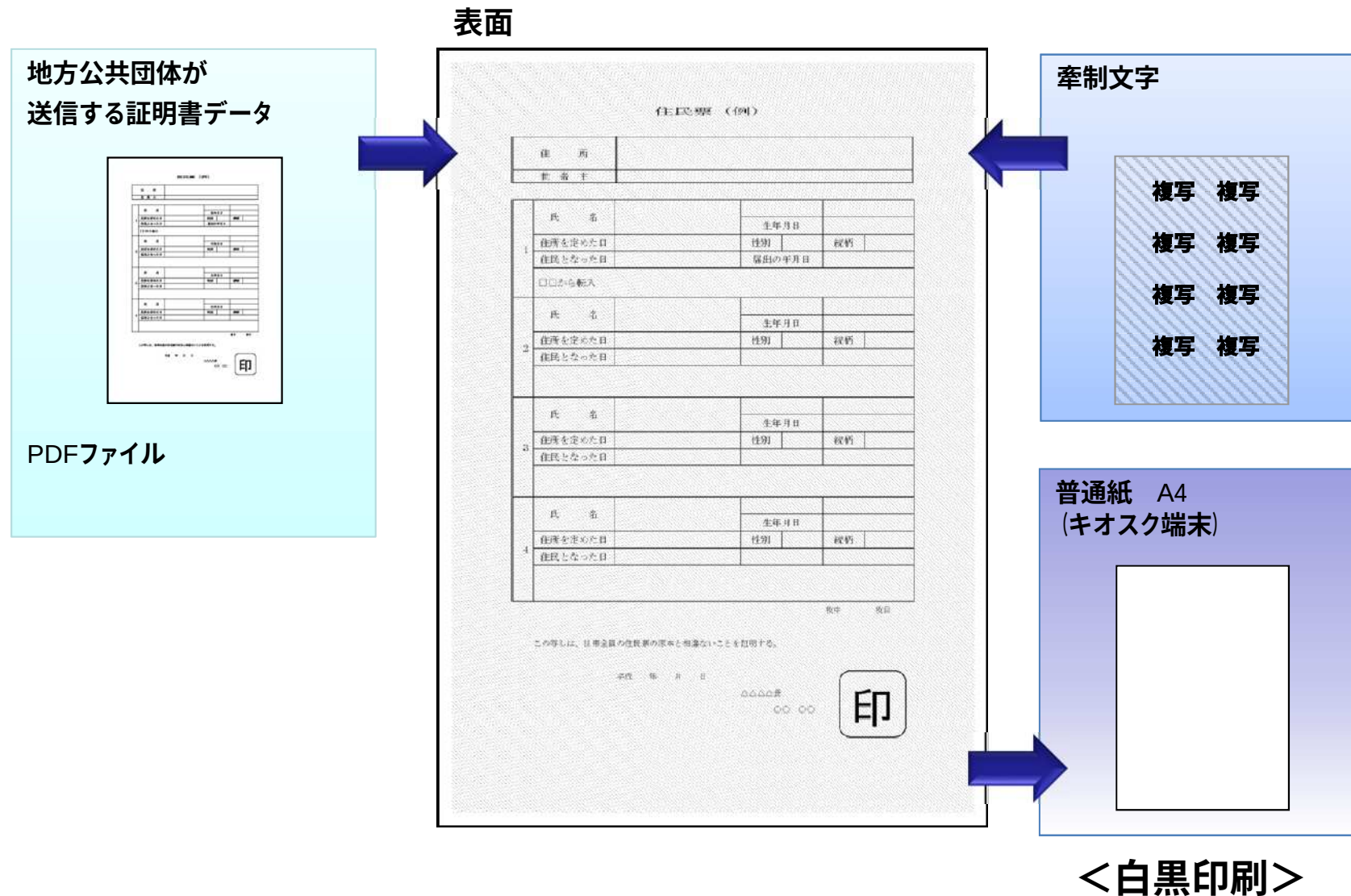
韓国語

スペイン語

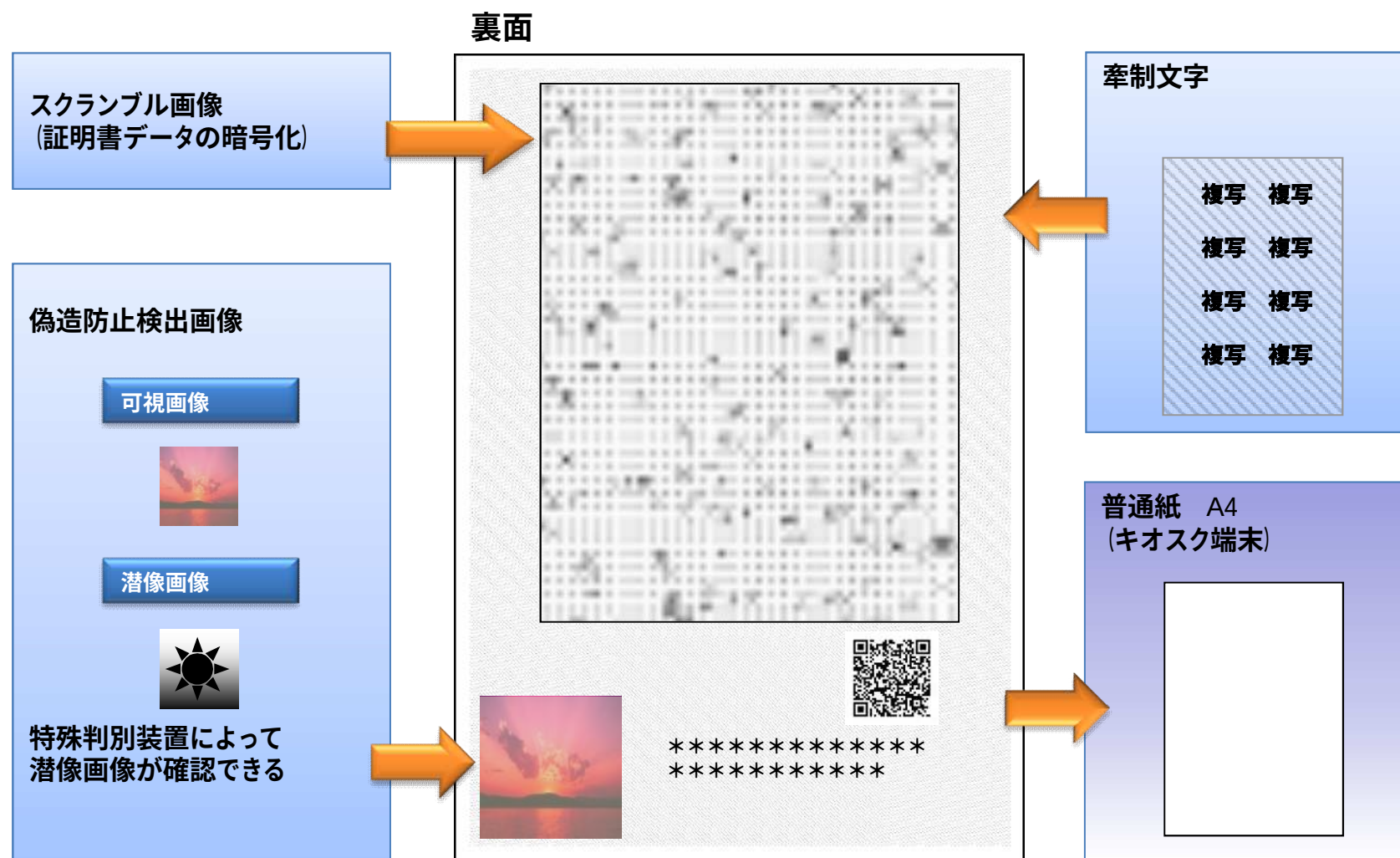
ポルトガル語

日本語	韓国語	スペイン語	ポルトガル語
必要な証明書を選択して「確定する」ボタンを押してください。 住民票の写し 住民票の説明 住民票記載事項証明書 住民票記載事項証明書の説明 印鑑登録証明書 印鑑登録証明書の説明 各種税証明書 戸籍証明書 戸籍の附票の写し 終了する 確定する	필요한 증명서를 선택한 후 '확정' 버튼을 누르십시오. 주민표 및 인감등록증명서 이외는 일본어로 대응해 드립니다. 주민표사본 住民票의 설명 주민표 기재 사항 증명서 住民票記載事項証明書の説明 인감등록증명서 印鑑登録証明書の説明 各種税証明書 戸籍証明書 戸籍의附票의寫 종료 中止する 确定	Seleccione el certificado que desea. Algunas instrucciones son solo en japonés. Cert. de residencia 住民票の説明 Cert. de datos registrados 住民票記載事項証明書の説明 Cert. de registro de sello 印鑑登録証明書の説明 各種税証明書 戸籍証明書 戸籍の附票の写し Finalizar 中止する Confirmar	Escolha o certificado desejado Alguns certificados são atendidos em japonês. Atestado de Residência 住民票の説明 Certif. dos Itens Descrit. 住民票記載事項証明書の説明 Certificado de Carimbo 印鑑登録証明書の説明 各種稅證明書 戶籍證明書 戶籍的附票的寫 Encerrar 中止する Confirmar

コンビニ交付における印刷のイメージ (おもて面)



コンビニ交付における印刷のイメージ (うら面)



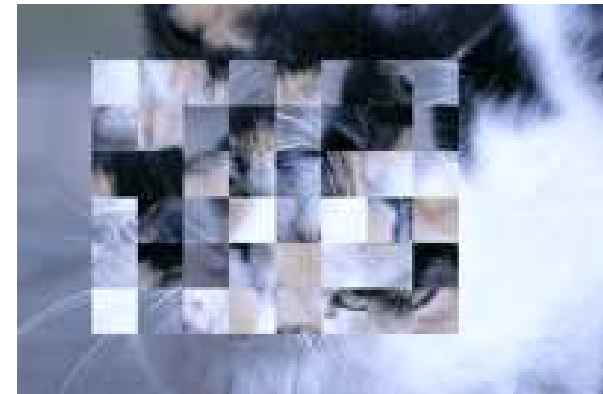
<カラー印刷>

スクランブルによる改ざん防止技術

- ・画像データを、暗号鍵に基づきスクランブルして紙に印刷
- ・スキャンしたときに多少劣化しても、判読可能なレベルで復元が可能



スクランブル



多少劣化しても

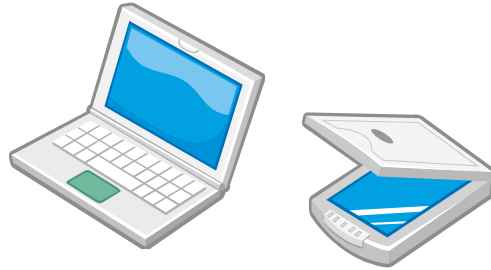


復号



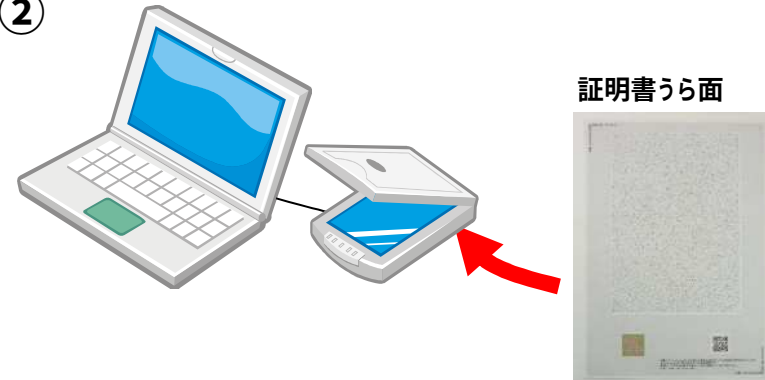
スクランブル画像の確認の流れ

①



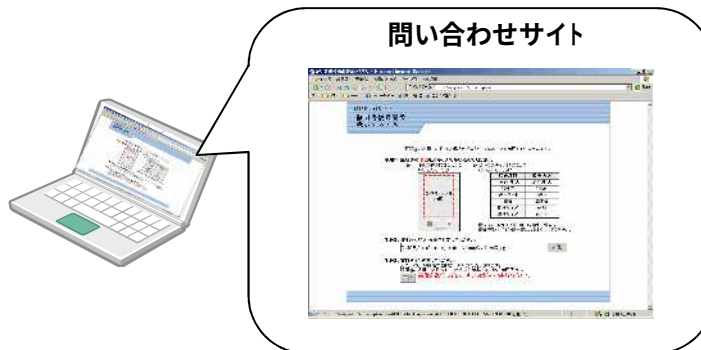
インターネットに接続可能なパソコンとスキャナを準備します。

②



お客さまから受け取った証明書のうら面全体を、スキャナで読み取り、ファイルに保存します。

③

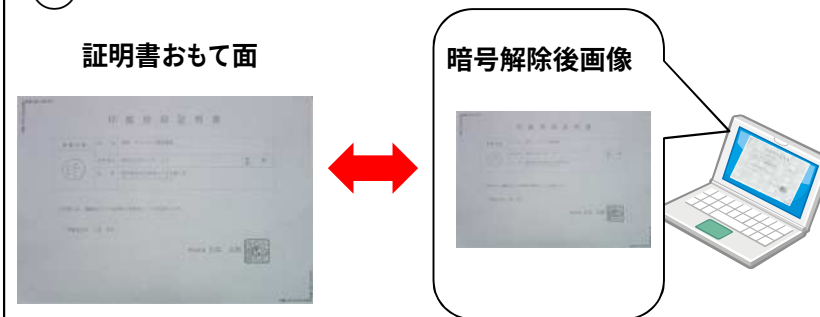


問い合わせサイトにアクセスし、画面表示に従って保存したファイルを送ります。

■ 問い合わせサイトのURL

<https://cdid.ig-waps.jp/>

④



暗号を解除した画像が画面に表示されます。証明書のおもて面と見比べて改ざんされていないことを確認します。

偽造防止検出画像の確認の流れ

偽造防止検出画像は、複製防止のために、コンビニ等で交付される証明書等のうら面に印刷されている画像です。

この画像には、目視で確認できる画像（可視画像）に加え、可視画像の裏に隠れている画像（潜像画像）が印刷されています。特殊な画像確認器具を利用することで、潜像画像を確認することができます。

偽造防止検出画像を確認する方法は、次のとおりです。

①



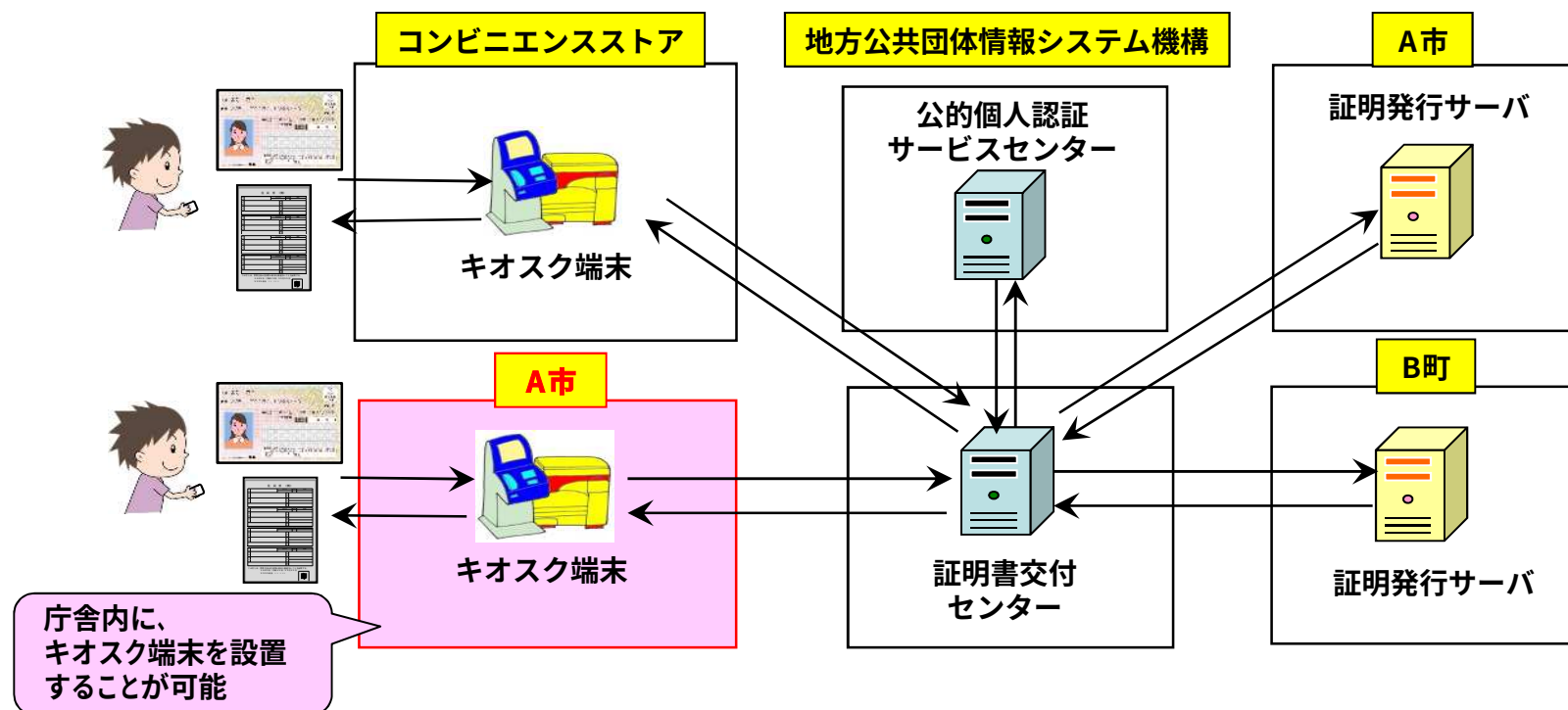
証明書うら面の可視画像
(桜)をご確認ください。

②



特殊な画像確認器具で見ると、可視
画像(桜)が消えて、潜像画像(○に
「証」の字)が浮かび上がります。

キiosk端末の庁内設置 (市町村がコンビニ事業者等となるケース)



導入のメリット

- ・自動交付機と同様に証明書の交付が可能。(自団体のみ (A市のみ) の証明書交付も可能)
- ・住民に対して、その場でコンビニ交付の操作説明をすることが可能。(コンビニ交付の利用促進が期待される)

設置の主な条件 (市町村での準備)

- ・コンビニ事業者店舗としての機器設置 (キiosk端末及び専用回線の調達、監視カメラの設置)
- ・コンビニ事業者としての契約
- ・コンビニ店員としての運用 (つり銭・消耗品補充、障害の一次対応、忘れ物届出、印刷不良の返金、月次清算等)

役割分担をJ-LISで別途整理しておりますが、詳細については、市町村とキiosk端末運営事業者で調整をお願いいたします。

広報資料（事業者共同ポスター）

コンビニ交付参加団体にご案内している共同ポスターです。市区町村内の店舗に貼っていただけるほか、広報資料等にもご利用いただけます。

ご安心ください これで取れます

いつでも！
近くで！
カンタンに！

個人番号カードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などが、全国のコンビニエンスストア等で取得できるようになります。

サービスが利用できる店舗	取得できる証明書	ご利用可能時間
- セブンイレブン - ローソン - サークルK - サンクス - ファミリーマート - セイコーマート	- 住民票の写し - 印鑑登録証明書 - 各種証明書 - 住民票記載事項証明書 - 戸籍全部(謄本)事項証明書 - 戸籍の附票の写し	6:30～23:00 (12月29日～1月3日 除く) ※戸籍全部(謄本)事項証明書及び戸籍の附票の写しは、12月29日～1月3日の期間のみ取得できます。

ご利用にあたっては、個人番号カード（または住民カード）が必要です。

コンビニ交付 安心のポイント

- ・店舗内のマルチコピー機をご自身で操作するので安心です。
- ・証明書取得後のデータは一切残しません。

詳しくは **コンビニ交付** 検索Q または、右記のQRコードよりサイトにアクセスしてください。 <https://www.lg-waps.jp>

コンビニ交付及び個人番号カードに関するお問い合わせ先
〇〇〇市〇〇〇課 コンビニ交付担当まで
☎ 01 2345 6789 ✉ xxxxx@yyyyy.zzz.jp

コンビニ交付は、地方公共団体情報システム機構が運営しているサービスです。

発行期限 2016年 ××月××日

えっ！住民票が コンビニで!?

いつでも！
近くで！
カンタンに！

個人番号カードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などが、全国のコンビニエンスストア等で取得できるようになります。

サービスが利用できる店舗	取得できる証明書	ご利用可能時間
- セブンイレブン - ローソン - サークルK - サンクス - ファミリーマート - セイコーマート	- 住民票の写し - 印鑑登録証明書 - 各種証明書 - 住民票記載事項証明書 - 戸籍全部(謄本)事項証明書 - 戸籍の附票の写し	6:30～23:00 (12月29日～1月3日 除く) ※戸籍全部(謄本)事項証明書及び戸籍の附票の写しは、12月29日～1月3日の期間のみ取得できます。

ご利用にあたっては、個人番号カード（または住民カード）が必要です。

コンビニ交付 安心のポイント

- ・店舗内のマルチコピー機をご自身で操作するので安心です。
- ・証明書取得後のデータは一切残しません。

詳しくは **コンビニ交付** 検索Q または、右記のQRコードよりサイトにアクセスしてください。 <https://www.lg-waps.jp>

コンビニ交付及び個人番号カードに関するお問い合わせ先
〇〇〇市〇〇〇課 コンビニ交付担当まで
☎ 01 2345 6789 ✉ xxxxx@yyyyy.zzz.jp

コンビニ交付は、地方公共団体情報システム機構が運営しているサービスです。

発行期限 2016年 ××月××日

コンビニ交付ポータルサイト

<https://www.lg-waps.jp/>

コンビニ交付ポータルサイトとは、コンビニ交付を理解し、ご利用いただくため、ご利用手順等をはじめ、住民の皆様やコンビニ交付で取得した証明書を受け取る方向けにもさまざまな最新情報をご提供しているサイトです。是非、ご覧ください。

<概要>

- ・お知らせ・新着情報
- ・コンビニ交付とは

<ご利用者向け>

- ・サービスご利用前に必要なこと
- ・住所地の各種証明書取得方法
- ・本籍地の戸籍証明書取得方法
- ・利用できる市区町村
- ・利用できる店舗情報
- ・よくある質問

<証明書を受け取った方向け>

- ・受け取った証明書の確認方法
- ・よくある質問

コンビニエンスストア等における
証明書等の自動交付

コンビニ交付

現在のお住所・お知らせ・新着情報

お知らせ・新着情報

コンビニ交付とは

コンビニ交付の利用

サービスご利用前の準備

証明書の取得方法

本籍地の戸籍証明書取得方法

利用できる市区町村

利用できる店舗情報

よくある質問
(住民の方向け)

証明書を受け取る
企業・団体等の方

受け取った証明書の確認方法

受け取った証明書の確認サイト

よくある質問
(企業・団体等の方向け)

関連サイトへの外部リンク

総務省
住民基本台帳ネットワーク

マイナンバー制度と
マイナンバーカード
(総務省)

地方公共団体
情報システム機構

マイナンバーカード
総合サイト
(地方公共団体
情報システム機構)

これからは、いつでも、どこでも、マイナンバーカードで！

お知らせ

新着情報

- ・ 2016年5月18日 お住まいの市区町村と本籍地の市区町村が異なる方への戸籍証明書の交付サービスを開始しました。「利用できる市区町村」にて、本籍地が本サービスを開始しているかご確認の上、ご利用ください。
- ・ 2016年2月19日 今後の参加予定を含めた市区町村の参加状況を追加しました。(コンビニ交付が利用できる市区町村)
- ・ 2016年2月9日 マイナンバーカード対応を登録し、リニューアルしました。

↑このページの先頭へ

copyright(c) 2016 J-LIS All rights Reserved

最終更新日：平成28年5月18日
[このサイトについて](#)

コンビニ交付サービスの見通し

番号制度開始後のコンビニ交付に関する疑問

情報連携が進展していくと、紙の証明書は無くなっていくのではないかと

情報連携とは、

社会保障・税・防災の分野限定し、利用可能。ただし、当面は官官連携のみ
(印鑑登録制度や戸籍制度では利用不可)

「民間利用(官民の情報連携)については、法律施行(平成27年)後、3年(平成30年)をめどに、その段階での法律の施行状況をみながら、検討を加えたうえで、必要があると認めた場合には、国民の皆様の理解を得ながら、所要の措置を講じる」(内閣官房 社会保障・税番号制度ホームページより抜粋・加筆)

民間利用(官民連携)が開始されたとしても情報連携投資の可否等を考慮すると...

大手のインフラ系企業の情報連携はすぐに可能だが、

多くの企業は情報連携がすぐにできない

電気・ガス等のインフラ関連会社、クレジットカード会社、銀行等の金融機関

不動産会社、住宅販売会社、自動車販売会社等



当面、市区町村から「紙」の証明書が無くなるわけではない

今後もコンビニ交付は有効！

[参考 コンビニ交付の証明書交付割合]

44%: 印鑑登録証明書 → 民間事業者へ提出される

48%: 住民票の写し → 住宅関係手続など多くの民間事業者へ提出される

5%: 各種税証明書

3%: 戸籍証明書、戸籍の附票の写し